

四半期報告書

(第10期第2四半期) 自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(E03614)

第10期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【事業等のリスク】	7
2 【経営上の重要な契約等】	7
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【役員の状況】	31
第4 【経理の状況】	32
1 【中間連結財務諸表】	33
2 【その他】	104
3 【中間財務諸表】	105
4 【その他】	115
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	116

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮 田 孝 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 長 坂 存 也

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,566,910	1,980,507	2,044,860	3,166,465	3,845,861
連結経常利益	百万円	222,225	540,609	546,493	558,769	825,428
連結中間純利益	百万円	123,540	417,493	313,758	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	271,559	475,895
連結中間包括利益	百万円	—	317,426	146,798	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	803,705	413,375
連結純資産額	百万円	6,102,967	7,198,610	6,960,381	7,000,805	7,132,073
連結総資産額	百万円	117,531,379	131,409,208	133,087,119	123,159,513	137,803,098
1株当たり純資産額	円	3,645.47	3,547.89	3,554.38	3,391.75	3,533.47
1株当たり中間純利益 金額	円	128.05	296.64	225.04	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	248.40	336.85
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	125.97	296.63	225.02	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	244.18	336.78
連結自己資本比率 (第一基準)	%	13.13	16.02	17.17	15.02	16.63
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,850,350	2,774,150	△5,726,270	△1,880,921	13,793,737
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,200,855	△3,431,305	3,703,862	△157,661	△11,148,211
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	802,845	△301,222	△385,966	1,451,099	△364,438
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	2,936,596	2,404,601	3,226,855	3,371,193	5,645,094
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	50,382 [13,123]	62,243 [19,827]	62,379 [18,448]	57,888 [13,359]	61,555 [18,425]

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益及び平成21年度の連結包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
3 平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を遡及適用しておりますが、影響は軽微であります。

- 4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を適用しております。
- 5 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	百万円	32,594	85,600	40,202	133,379	222,217
経常利益	百万円	17,067	71,101	24,756	94,534	191,543
中間純利益	百万円	18,309	71,099	24,754	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	66,176	191,539
資本金	百万円	1,851,389	2,337,895	2,337,895	2,337,895	2,337,895
発行済株式総数	株	普通株式 1,017,711,777 優先株式 103,401	普通株式 1,414,055,625 優先株式 70,001	普通株式 1,414,055,625	普通株式 1,414,055,625 優先株式 70,001	普通株式 1,414,055,625 優先株式 70,001
純資産額	百万円	3,835,717	4,796,034	4,584,213	4,805,574	4,842,914
総資産額	百万円	5,263,574	6,141,632	5,978,801	6,152,774	6,237,655
1株当たり中間純利益金額	円	13.84	48.22	17.55	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	53.82	131.42
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	48.22	17.55	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	131.42
1株当たり配当額	円	普通株式 45 第1回 第四種 優先株式 67,500 第2回 第四種 優先株式 67,500 第3回 第四種 優先株式 67,500 第4回 第四種 優先株式 67,500 第9回 第四種 優先株式 67,500 第10回 第四種 優先株式 67,500 第11回 第四種 優先株式 67,500 第12回 第四種 優先株式 67,500 第1回 第六種 優先株式 44,250	普通株式 50 第1回 第六種 優先株式 44,250	普通株式 50	普通株式 100 第1回 第四種 優先株式 67,500 第2回 第四種 優先株式 67,500 第3回 第四種 優先株式 67,500 第4回 第四種 優先株式 67,500 第9回 第四種 優先株式 67,500 第10回 第四種 優先株式 67,500 第11回 第四種 優先株式 67,500 第12回 第四種 優先株式 67,500 第1回 第六種 優先株式 88,500	普通株式 100 第1回 第六種 優先株式 88,500
自己資本比率	%	72.87	78.09	76.67	78.10	77.64
従業員数	人	176	193	215	183	192

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 第8期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式を調整した計算により1株当たり中間純利益金額及び1株当たり当期純利益金額は減少しないため、記載しておりません。

- 3 第9期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を遡及適用しております。この適用指針を適用しなかった場合の、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、131円41銭であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(その他事業)

国内において消費者金融業務を行うアットローン株式会社は、当社の持分法適用会社であるプロミス株式会社と合併したため、当社の持分法適用会社から除外いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）は、プロミス株式会社（以下、「プロミス」）と当社グループ各社との連携を一層強化し、プロミスの業界における競争優位の確立を通じて当社グループにおけるプロミスを軸としたコンシューマーファイナンス事業の拡大を効果的に実現するため、プロミスの財務基盤の強化、並びに、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制の整備が必要との認識に基づき、平成23年9月30日開催の各社の取締役会において、関係当局の許認可等を前提として、当社によるプロミスの完全子会社化に向けた基本方針について決議いたしました。

また、当社及び三井住友銀行は、同日開催の両社の取締役会において、三井住友銀行がプロミスの普通株式、株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権、株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権、株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権及び2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を公開買付け（以下、「本公開買付け」）により取得すること、及びプロミスによる第三者割当増資を当社または三井住友銀行が全額引き受けることをそれぞれ決議いたしました。

以上の決議に基づき、当社、三井住友銀行及びプロミスとの間でプロミスの完全子会社化に向けた基本契約を、当社及びプロミスとの間で株式引受契約をそれぞれ同日付で締結いたしました。

なお、当社は、本公開買付けにより三井住友銀行がプロミスの発行済株式の全て（プロミスが保有する自己株式を除く）を取得できなかった場合には、原則として、関係当局の許認可等を前提に、本公開買付け終了後に当社を株式交換完全親会社、プロミスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行うことにより、プロミスを完全子会社とすることを企図しております。本株式交換の対価として交付する当社株式を、本株式交換に先立ち市場買付け等により取得することを予定していることから、当社は、平成23年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	23,000,000株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	50,000,000,000円（上限）
(4) 取得期間	平成23年12月2日～平成24年1月20日（予定）
(5) 取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご留意ください。

1 業績の状況

(1) 経済金融環境

当第2四半期連結累計期間の経済環境を顧みますと、世界経済は緩やかな成長を続けましたが、米国・欧州をはじめとする政府債務問題の深刻化、新興国でのインフレ懸念を背景とした金融引き締め策による成長率鈍化等により、期末にかけて景気の下振れリスクが強まりました。一方、わが国経済は、東日本大震災の影響でサプライチェーンの寸断や電力不足、消費自粛等が生じたことから、一時、企業の生産や輸出が大きく落ち込みましたが、その後、生産活動が概ね震災前の水準に回復するなど、持ち直しの動きが続きました。

金融市場におきましては、ギリシャを巡る欧州の財政問題の再燃、米国の債務上限問題等を受けて緊張感が高まる中、投資家がリスクテイクに慎重となり、株式等のリスク性資産から、相対的に安全と見られる資産へと資金がシフトする状況が続きました。このような中、米国の長期金利は米国債の格下げ後も低下傾向が続き、わが国の長期金利も1%近傍まで低下しました。また、為替相場は円高傾向が持続し、70円台後半という歴史的な水準まで進行したほか、日経平均株価は軟調な動きが続き、特に7月以降、世界的な景気減速懸念の高まりや金融市場の混乱を受けて各国株価が下落に転じる中、日経平均株価も一時8千円台前半まで下落しました。

こうした中、金融安定理事会（FSB）及びバーゼル銀行監督委員会は、本年7月、システム上重要な金融機関（SIFIs）によってもたらされるシステムリスクとモラルハザードリスクへの対処策を提案する市中協議文書を公表しました。

(2) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の連結粗利益は、1兆3,218億円と前年同期比51億円の増益となりました。これは、三井住友銀行において、海外のローン関連手数料の増加を主因に国際部門の役務取引等利益は増益となったものの、国債等債券損益が前年同期比268億円の減益となったことから、業務粗利益が前年同期比190億円の減益となった一方で、昨年5月に新たに連結子会社となった株式会社セディナの収益寄与があったこと等によるものであります。

また、営業経費につきましては、三井住友銀行において、経常的な経費の見直しによる抑制を行う一方で海外を中心とした業務推進に係る経費の戦略的投入を行ったこと等から前年同期比92億円の増加となったことや、株式会社セディナ等の連結子会社の増加による影響等から、前年同期比381億円増加の6,937億円となりました。

一方、与信関係費用は、三井住友銀行において取引先の経営改善に向けた対応強化に取り組んできた成果等により前年同期比404億円減少したことに加え、国内銀行子会社をはじめ、各社において着実な与信コストの低減が図られたことにより、連結ベースでは前年同期比777億円減少の279億円となりました。

以上の結果、経常利益は5,464億円と前年同期比58億円の増益となりました。また、中間純利益は、税費用の増加等により前年同期比1,037億円減益の3,137億円となりました。

主な項目の分析は、以下のとおりであります。

(単位:億円)

	前第2四半期連結 累計期間	当第2四半期連結 累計期間	前第2四半期連結 累計期間比
連結粗利益	13,167	13,218	51
資金運用収支	6,605	6,587	△18
信託報酬	10	6	△3
役務取引等収支	3,585	3,937	352
特定取引収支	1,886	1,443	△442
その他業務収支	1,079	1,243	163
営業経費	△6,556	△6,937	△381
不良債権処理額 ①	△1,070	△433	637
貸出金償却	△605	△390	215
個別貸倒引当金繰入額	△398	—	398
一般貸倒引当金繰入額	△25	—	25
その他	△41	△43	△1
貸倒引当金戻入益 ②	—	141	141
償却債権取立益 ③	—	12	12
株式等損益	△225	△121	104
持分法による投資損益	16	△406	△422
その他	75	△8	△83
経常利益	5,406	5,464	58
特別損益	75	△11	△86
うち減損損失	△14	△15	△1
うち償却債権取立益 ④	13	—	△13
税金等調整前中間純利益	5,481	5,453	△28
法人税、住民税及び事業税	△465	△498	△33
法人税等調整額	△273	△1,180	△907
少数株主損益調整前中間純利益	4,743	3,774	△969
少数株主利益	△568	△636	△68
中間純利益	4,174	3,137	△1,037

(注) 1. 金額が損失又は減益には△を付しております。

2. 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + 信託報酬 + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

3. 当第2四半期連結累計期間より、従来特別利益に計上していた貸倒引当金戻入益及び償却債権取立益を、経常利益の内訳科目として計上しております。

与信関係費用 (=①+②+③+④)	△1,057	△279	777
----------------------	--------	------	-----

① セグメント別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比18億円の減益となる6,587億円、信託報酬は同3億円の減益となる6億円、役務取引等収支は同352億円の増益となる3,937億円、特定取引収支は同442億円の減益となる1,443億円、その他業務収支は同163億円の増益となる1,243億円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比4億円の減益となる5,608億円、信託報酬は同3億円の減益となる6億円、役務取引等収支は同67億円の増益となる1,805億円、特定取引収支は同468億円の減益となる848億円、その他業務収支は同138億円の増益となる1,013億円となりました。

証券業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3億円の増益となる△2億円、役務取引等収支は同62億円の増益となる881億円、特定取引収支は同12億円の減益となる490億円、その他業務収支は同0億円の増益となる0億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比10億円の減益となる279億円、信託報酬は同0億円の減益となる0億円、役務取引等収支は同3億円の増益となる9億円、その他業務収支は同8億円の減益となる197億円となりました。

クレジットカード業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比24億円の増益となる242億円、役務取引等収支は同229億円の増益となる1,232億円、その他業務収支は同62億円の増益となる157億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比102億円の減益となる561億円、役務取引等収支は同25億円の増益となる159億円、特定取引収支は同37億円の増益となる104億円、その他業務収支は同59億円の減益となる506億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他 事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前第2四半期 連結累計期間	561,278	△618	29,038	21,794	66,420	△17,363	660,550
	当第2四半期 連結累計期間	560,852	△233	27,974	24,232	56,189	△10,306	658,709
うち資金運用収益	前第2四半期 連結累計期間	736,411	4,604	37,573	27,589	78,915	△66,409	818,685
	当第2四半期 連結累計期間	724,890	4,660	36,586	31,138	67,443	△57,939	806,779
うち資金調達費用	前第2四半期 連結累計期間	175,133	5,223	8,535	5,795	12,495	△49,046	158,135
	当第2四半期 連結累計期間	164,038	4,893	8,611	6,905	11,253	△47,633	148,070
信託報酬	前第2四半期 連結累計期間	1,034	—	18	—	—	—	1,052
	当第2四半期 連結累計期間	678	—	17	—	—	—	695
役務取引等収支	前第2四半期 連結累計期間	173,832	81,892	603	100,233	13,345	△11,388	358,518
	当第2四半期 連結累計期間	180,556	88,164	978	123,219	15,938	△15,100	393,755
うち役務取引等 収益	前第2四半期 連結累計期間	243,509	81,894	603	100,233	22,696	△20,431	428,506
	当第2四半期 連結累計期間	251,152	88,291	978	123,219	24,868	△24,283	464,225
うち役務取引等 費用	前第2四半期 連結累計期間	69,677	2	—	—	9,350	△9,043	69,987
	当第2四半期 連結累計期間	70,595	126	—	—	8,930	△9,182	70,469

種類	期別	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他 事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引収支	前第2四半期 連結累計期間	131,678	50,282	—	—	6,722	△29	188,653
	当第2四半期 連結累計期間	84,804	49,069	—	—	10,498	—	144,373
うち特定取引収益	前第2四半期 連結累計期間	143,635	50,282	—	—	21,408	△26,673	188,653
	当第2四半期 連結累計期間	96,254	49,069	—	—	21,293	△22,244	144,373
うち特定取引費用	前第2四半期 連結累計期間	11,956	—	—	—	14,686	△26,643	—
	当第2四半期 連結累計期間	11,450	—	—	—	10,794	△22,244	—
その他業務収支	前第2四半期 連結累計期間	87,495	0	20,647	9,495	56,580	△66,222	107,995
	当第2四半期 連結累計期間	101,326	82	19,776	15,755	50,616	△63,196	124,361
うちその他業務 収益	前第2四半期 連結累計期間	184,084	0	112,595	169,829	124,949	△67,168	524,289
	当第2四半期 連結累計期間	151,948	82	116,646	277,051	122,158	△65,070	602,818
うちその他業務 費用	前第2四半期 連結累計期間	96,588	—	91,947	160,334	68,369	△945	416,294
	当第2四半期 連結累計期間	50,622	—	96,869	261,296	71,542	△1,873	478,457

(注) 1 セグメントは内部管理上採用している区分によっております。

2 各セグメントの主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) 証券業……………証券業
- (3) リース業……………リース業
- (4) クレジットカード業…………クレジットカード業
- (5) その他事業……………投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金調達費用には金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間10百万円、当第2四半期連結累計期間6百万円)を含めずに表示しております。

4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比18億円の減益となる6,587億円、信託報酬は同3億円の減益となる6億円、役員取引等収支は同352億円の増益となる3,937億円、特定取引収支は同442億円の減益となる1,443億円、その他業務収支は同163億円の増益となる1,243億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比72億円の減益となる5,303億円、信託報酬は同3億円の減益となる6億円、役員取引等収支は同106億円の増益となる3,341億円、特定取引収支は同356億円の減益となる1,448億円、その他業務収支は同227億円の増益となる1,038億円となりました。

海外の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比50億円の増益となる1,284億円、役員取引等収支は同249億円の増益となる607億円、特定取引収支は同85億円の減益となる△4億円、その他業務収支は同63億円の減益となる205億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	537,648	123,495	△594	660,550
	当第2四半期連結累計期間	530,382	128,498	△171	658,709
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	691,401	172,774	△45,490	818,685
	当第2四半期連結累計期間	665,694	192,757	△51,672	806,779
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	153,753	49,278	△44,895	158,135
	当第2四半期連結累計期間	135,312	64,259	△51,501	148,070
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	1,052	—	—	1,052
	当第2四半期連結累計期間	695	—	—	695
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	323,474	35,795	△751	358,518
	当第2四半期連結累計期間	334,120	60,710	△1,074	393,755
うち役員取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	388,344	41,088	△927	428,506
	当第2四半期連結累計期間	400,236	65,869	△1,880	464,225
うち役員取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	64,870	5,292	△175	69,987
	当第2四半期連結累計期間	66,116	5,158	△805	70,469
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	180,543	8,110	—	188,653
	当第2四半期連結累計期間	144,852	△479	—	144,373
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	192,500	22,797	△26,643	188,653
	当第2四半期連結累計期間	156,302	22,571	△34,500	144,373
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	11,956	14,686	△26,643	—
	当第2四半期連結累計期間	11,450	23,050	△34,500	—
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	81,119	26,905	△30	107,995
	当第2四半期連結累計期間	103,819	20,533	8	124,361
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	477,292	47,118	△120	524,289
	当第2四半期連結累計期間	558,909	44,014	△104	602,818
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	396,172	20,212	△90	416,294
	当第2四半期連結累計期間	455,089	23,480	△113	478,457

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金調達費用には金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間10百万円、当第2四半期連結累計期間6百万円)を含めずに表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

① 貸出金

貸出金は、政府向け貸出の増加等から、前連結会計年度末比 1 兆6,455億円増加して62兆9,939億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	613,483	629,939	16,455
うちリスク管理債権	16,464	16,308	△156
うち住宅ローン(注)	166,560	164,933	△1,627

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及びセグメント別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前連結会計年度末						
	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	リース業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	51,309,838	546	959	564,828	529,693	52,405,866	100.00
製造業	5,996,190	—	—	—	5,455	6,001,645	11.45
農業、林業、漁業及び鉱業	148,758	—	—	—	236	148,994	0.28
建設業	960,350	—	—	—	1,909	962,259	1.84
運輸、情報通信、公益事業	3,816,024	—	—	—	13,603	3,829,628	7.31
卸売・小売業	4,210,301	—	40	488	27,211	4,238,042	8.09
金融・保険業	3,975,297	—	918	—	15,648	3,991,865	7.62
不動産業、物品賃貸業	7,678,702	—	—	—	82,363	7,761,065	14.81
各種サービス業	3,791,574	—	—	370	55,531	3,847,475	7.34
地方公共団体	1,230,912	—	—	—	—	1,230,912	2.35
その他	19,501,726	546	—	563,969	327,734	20,393,976	38.91
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,789,699	—	36,851	—	115,938	8,942,489	100.00
政府等	35,733	—	—	—	—	35,733	0.40
金融機関	608,810	—	—	—	—	608,810	6.81
商工業	7,325,095	—	34,077	—	115,937	7,475,110	83.59
その他	820,059	—	2,773	—	1	822,834	9.20
合計	60,099,538	546	37,810	564,828	645,632	61,348,355	—

業種別	当第2四半期連結会計期間末						
	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	リース業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	52,379,537	520	918	506,822	504,113	53,391,912	100.00
製造業	6,299,662	—	—	—	5,115	6,304,778	11.81
農業、林業、漁業及び鉱業	123,576	—	—	—	204	123,780	0.23
建設業	947,808	—	—	—	1,473	949,281	1.78
運輸、情報通信、公益事業	3,876,692	—	—	—	14,871	3,891,564	7.29
卸売・小売業	4,117,106	—	—	382	31,731	4,149,220	7.77
金融・保険業	3,761,802	—	918	—	11,665	3,774,386	7.07
不動産業、物品賃貸業	7,471,139	—	—	—	81,155	7,552,294	14.15
各種サービス業	3,676,560	—	—	320	51,886	3,728,767	6.98
地方公共団体	1,094,055	—	—	—	—	1,094,055	2.05
その他	21,011,131	520	—	506,120	306,010	21,823,782	40.87
海外及び特別国際金融取引勘定分	9,439,063	—	46,607	—	116,323	9,601,994	100.00
政府等	48,270	—	—	—	—	48,270	0.51
金融機関	519,699	—	—	—	—	519,699	5.41
商工業	8,017,470	—	42,540	—	116,321	8,176,332	85.15
その他	853,623	—	4,066	—	1	857,691	8.93
合計	61,818,600	520	47,526	506,822	620,436	62,993,906	—

(注) 1 セグメントは内部管理上採用している区分によっております。

2 各セグメントの主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) 証券業……………証券業
- (3) リース業……………リース業
- (4) クレジットカード業……………クレジットカード業
- (5) その他事業……………投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況（株式会社三井住友銀行単体）

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、平成23年3月末比154億円減少して1兆1,109億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が122億円減少して1,263億円、危険債権が336億円増加して7,184億円、要管理債権が368億円減少して2,662億円となりました。

なお、不良債権比率は平成23年3月末比0.08%低下して1.73%となりました。

(単位:億円)

	平成23年3月末	平成23年9月末	平成23年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,385	1,263	△122
危険債権	6,848	7,184	336
要管理債権	3,030	2,662	△368
合計 ①	11,263	11,109	△154
正常債権	610,258	629,740	19,482
総計 ②	621,521	640,849	19,328
不良債権比率 (=①/②)	1.81%	1.73%	△0.08%
直接減額実施額	4,962	4,154	△808

② 有価証券

有価証券は、金利動向を踏まえたオペレーション等により、前連結会計年度末比5兆1,573億円減少して34兆7,947億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	399,521	347,947	△51,573
国債	259,343	255,080	△4,263
地方債	5,444	4,830	△613
社債	32,560	31,587	△972
株式	27,417	23,949	△3,468
うち時価のあるもの	23,048	19,762	△3,285
その他の証券	74,755	32,499	△42,255

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益（株式会社三井住友銀行単体）

(単位:億円)

	平成23年3月末	平成23年9月末	平成23年3月末比
満期保有目的の債券	589	692	103
子会社・関連会社株式	△279	△212	66
その他有価証券	3,056	1,229	△1,827
うち株式	2,754	544	△2,209
うち債券	719	909	190
その他の金銭の信託	0	△1	△1
合計	3,366	1,707	△1,658

③ 繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引続き保守的な対応を行っておりますが、残高は、前連結会計年度末比945億円減少して5,501億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	6,447	5,501	△945
繰延税金負債	205	164	△41

④ 預金

預金は、前連結会計年度末比1兆574億円減少して80兆9,414億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比8,410億円増加して9兆2,074億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	819,989	809,414	△10,574
国内	755,462	743,599	△11,862
海外	64,527	65,814	1,287
譲渡性預金	83,663	92,074	8,410

⑤ 純資産の部

純資産の部合計は、6兆9,603億円となりました。

このうち株主資本は、中間純利益の計上や第1回第六種優先株式の取得・消却等の結果により、前連結会計年度末比695億円増加して、4兆9,909億円となりました。内訳は、資本金2兆3,378億円、資本剰余金7,598億円、利益剰余金2兆178億円、自己株式△1,245億円となっております。

また、その他の包括利益累計額合計は、株式相場の下落によりその他有価証券評価差額金が減少したこと等により、前連結会計年度末比1,992億円減少して△262億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金658億円、繰延ヘッジ損益△165億円、土地再評価差額金335億円、為替換算調整勘定△1,091億円となっております。

2 キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前第2四半期連結累計期間対比8兆5,004億円減少して△5兆7,262億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同7兆1,351億円増加して+3兆7,038億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同847億円減少して△3,859億円となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末対比2兆4,182億円減少して3兆2,268億円となりました。

3 対処すべき課題、研究開発活動

(1) 対処すべき課題

当社及び株式会社三井住友銀行は、本年5月、「戦略事業領域におけるトップクオリティの実現」、「新たな規制・競争環境に対応した財務体質の実現」の2点を経営目標として、平成23年度から25年度までの3年間を計画期間とする新たな中期経営計画を公表いたしました。

中期経営計画を進めるにあたりまして、当社グループは、本年3月に発生した東日本大震災という国難に対し、お客さまへの円滑な資金供給や決済手段の確保等、本邦を代表する金融グループとしての社会的使命を真摯に果たすことにより、わが国の復興を金融面から力強く支え、世界におけるわが国の経済的地位の維持発展に尽力してまいります。

その上で、中期経営計画の経営目標を実現するべく、当社グループは、「戦略事業領域の強化」及び「業務戦略を支える確固たる企業基盤の確立」に積極的に取り組んでまいります。

① 戦略事業領域の強化

ア 個人向け金融コンサルティングビジネス

お客さまの資産運用ニーズの拡大にお応えするため、株式会社三井住友銀行、SMB C日興証券株式会社、SMB Cフレンド証券株式会社におけるコンサルタントの提案力の一層の向上を図るとともに、各社間の業務協働を進めてまいります。また、株式会社三井住友銀行におきましては、法人オーナー等のお客さまの事業承継や資産承継などのご相談に総合的に応えるための、法人ビジネスと個人ビジネスの一体的運営を強化してまいります。加えて、国内外における健全な消費者金融ニーズにお応えするため、グループ内連携も通じてコンシューマーファイナンス事業を強化してまいります。

イ 法人向けトータルソリューションビジネス

グローバル化の更なる進展や資金調達方法の多様化等のお客さまの経営課題にお応えするため、株式会社三井住友銀行とSMB C日興証券株式会社の協働を推進するとともに、株式会社三井住友銀行において、従来の中国大陸に加え、香港、台湾における日系企業取引の所管を国内部門に移管し、国内外拠点の一体運営を拡大することなどにより、ソリューション提供力を更に強化してまいります。

ウ アジアを含む新興国における商業銀行業務

経済のグローバル化が進展する中、新興国のお客さまへの取組みを強化するため設置した専門部署やネットワークの拡充等を通じ、経済成長が著しいアジアを中心とする新興国におけるトップクオリティの商業銀行業務の実現に向けた事業基盤を確立してまいります。

エ 証券・投資銀行業務

お客さまの多様なファイナンスニーズにお応えするため、当社グループの証券業務の中核を担うSMB C日興証券株式会社におきまして、海外拠点人員の増強等により、ホールセール機能を強化するとともに、株式会社三井住友銀行との協働を一層推進してまいります。

オ 非アセットビジネス（決済・アセットマネジメント等）

決済・アセットマネジメントビジネスの強化に向けて、国内外のお客さまの預金、決済・為替等のニーズや決済取引に付随するファイナンスニーズに、よりの確にお応えするべく体制を強化するとともに、グループ内連携の更なる推進と海外アセットマネジメント会社との提携等を強化してまいります。

② 業務戦略を支える確固たる企業基盤の確立

当社グループは、業務運営がグループベース、グローバルベースに広がりを見せる中、確固たる企業基盤の確立に必要な体制等を一段と強化してまいります。まず、コンプライアンスにつきましても、規制環境の変化を踏まえた対応を行うとともに、グループの海外展開拡大を踏まえ、現地法規制への対応強化を図るなど、各社の体制をより一層強化してまいります。また、グループ経営管理の高度化に加えて、グローバル人材育成、グローバルベースでの与信管理体制拡充等、グローバル展開を支える企業基盤の強化に取り組んでまいります。

当社グループは、今年度、これらの取組みにおいて着実な成果を示すことにより、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

(2) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業（システム開発・情報処理業）を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は187百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成23年3月31日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,337,895	2,337,895
	うち非累積的永久優先株(注) 1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	978,851	759,810
	利益剰余金	1,776,433	2,017,801
	自己株式(△)	171,760	124,562
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	73,612	70,514
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△122,889	△109,113
	新株予約権	262	441
	連結子会社の少数株主持分	2,029,481	1,988,569
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,593,618	1,564,358
	営業権相当額(△)	12,010	11,618
	のれん相当額(△)	340,780	339,815
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	41,552	39,392
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	36,324	37,682
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	6,323,995	6,371,818
	繰延税金資産の控除金額(△)(注) 2	—	—
計 (A)	6,323,995	6,371,818	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	434,048	416,488	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	169,267	66,236
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	35,739	35,779
	一般貸倒引当金	100,023	102,566
	適格引当金が期待損失額を上回る額	21,742	3,391
	負債性資本調達手段等	2,210,184	2,156,445
	うち永久劣後債務(注) 4	243,019	156,496
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 5	1,967,165	1,999,949
	計	2,536,958	2,364,419
うち自己資本への算入額 (B)	2,536,958	2,364,419	

項目		平成23年3月31日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	428,082	345,617
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	8,432,871	8,390,621
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	38,985,243	37,386,462
	オフ・バランス取引等項目	7,433,319	7,364,058
	信用リスク・アセットの額 (F)	46,418,562	44,750,521
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	584,020	660,805
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	46,721	52,864
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,691,113	3,449,271
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	295,289	275,941
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)) (M)	50,693,696	48,860,598
連結自己資本比率(第一基準) = E/M×100(%)		16.63%	17.17%
(参考)Tier 1 比率 = A/M×100(%)		12.47%	13.04%

(注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、平成23年3月31日現在非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は210,003百万円であります。また、平成23年9月30日現在非累積的永久優先株は発行しておりません。

2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成23年3月31日現在624,219百万円、平成23年9月30日現在533,778百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成23年3月31日現在1,264,799百万円、平成23年9月30日現在1,274,363百万円であります。

3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。

4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	649,141千米ドル	73,576千英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。</p>	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。</p>	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。</p>
配当制限	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。</p>	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。</p>	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。</p>
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	<p>Series A 平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series B 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series C 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series D 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series E 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series F 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series G 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p>	<p>Series A 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series B 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series C 平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p> <p>Series D 平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)</p>
発行総額	<p>698,900百万円</p> <p>Series A 113,000百万円</p> <p>Series B 140,000百万円</p> <p>Series C 140,000百万円</p> <p>Series D 145,200百万円</p> <p>Series E 33,000百万円</p> <p>Series F 2,000百万円</p> <p>Series G 125,700百万円</p>	<p>388,000百万円</p> <p>Series A 99,000百万円</p> <p>Series B 164,500百万円</p> <p>Series C 79,500百万円</p> <p>Series D 45,000百万円</p>
払込日	<p>Series A、B、C及びD 平成20年12月18日</p> <p>Series E、F及びG 平成21年1月22日</p>	<p>Series A、B及びC 平成21年9月28日</p> <p>Series D 平成21年10月15日</p>
配当率	<p>Series A 固定(ただし、平成31年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される)</p> <p>Series B 固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p> <p>Series C 固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p> <p>Series D 固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p> <p>Series E 固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p> <p>Series F 固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p> <p>Series G 固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p>	<p>Series A 固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される)</p> <p>Series B 固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p> <p>Series C 固定(ただし、平成27年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p> <p>Series D 固定(ただし、平成27年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)</p>
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。</p>	<p>強制配当停止事由</p> <p>①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。</p>

配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書(注)2を交付した場合。 当該配当支払日が監督期間(注)3中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示(注)4を交付している場合。 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示(注)5を交付している場合。 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間(注)6中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示(注)4若しくは配当減額指示(注)7がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1の配当金総額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金総額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 <ol style="list-style-type: none"> 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 配当同順位株式(注)8(もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 <ol style="list-style-type: none"> (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示(注)5又は配当減額指示(注)7がなされているかどうかには関わりなく実施される。 <ol style="list-style-type: none"> 支払不能証明書(注)2が交付されていないこと 分配制限に服すること 当該配当支払日が監督期間(注)3中に到来する場合には、監督期間配当指示(注)4に服すること 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間(注)6中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない)。

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない)。

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く)。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	3,000,634,001

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,414,055,625	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券 取引所(注)1	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら 限定のない当社にお ける標準となる株式 (注)2, 3
計	1,414,055,625	同左	—	—

(注) 1 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

3 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年7月29日取締役会決議
新株予約権の数	2,682個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	268,200株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた額
新株予約権の行使期間	平成23年8月16日から 平成53年8月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,873円 資本組入額 1株当たり 937円
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が平成52年8月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成52年8月16日から平成53年8月15日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p>

	<p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	1,414,055,625	—	2,337,895,712	—	1,559,374,083

(6) 【大株主の状況】

(平成23年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	88,575,918	6.26
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	72,140,600	5.10
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	37,605,654	2.65
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	31,639,100	2.23
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	17,575,260	1.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	16,020,626	1.13
野村証券株式会社自己振替口	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	15,603,800	1.10
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	15,466,682	1.09
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	15,071,041	1.06
NATSCUMCO (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	111 WALL STREET NEW YORK, NEW YORK 10015 (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	13,712,861	0.96
計	—	323,411,542	22.87

(注) 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成23年4月21日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、住友信託銀行株式会社他3名が平成23年4月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名	住友信託銀行株式会社 (他共同保有者3名)
保有株券等の数	78,378,800株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合	5.54%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成23年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,769,600 (相互保有株式) 普通株式 13,498,200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,394,232,100	13,942,321	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 2,555,725	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2, 3
発行済株式総数	1,414,055,625	—	—
総株主の議決権	—	13,942,321	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2,800株(議決権28個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式35株が含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が60株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成23年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	3,769,600	—	3,769,600	0.26
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	13,340,000	—	13,340,000	0.94
SMB Cベンチャー キャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目13番12号	158,000	—	158,000	0.01
SMB C日興証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 6番5号	200	—	200	0.00
計	—	17,267,800	—	17,267,800	1.22

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- 4 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 5 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表は、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	※8 9,233,906	※8 6,737,438
コールローン及び買入手形	※8 851,636	※8 989,023
買現先勘定	131,104	207,582
債券貸借取引支払保証金	4,740,410	3,752,077
買入金銭債権	※8 1,122,307	※8 1,139,269
特定取引資産	※2, ※8 6,632,898	※2, ※8 8,431,051
金銭の信託	24,011	23,387
有価証券	※1, ※2, ※8, ※14 39,952,123	※1, ※2, ※8, ※14 34,794,775
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 61,348,355	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 62,993,906
外国為替	※7 1,077,024	※7 1,214,124
リース債権及びリース投資資産	※8 1,734,169	※8 1,706,704
その他資産	※8 4,604,732	※8 4,816,343
有形固定資産	※8, ※10, ※11 1,168,908	※8, ※10, ※11 1,153,346
無形固定資産	674,216	669,611
繰延税金資産	644,736	550,194
支払承諾見返	4,921,500	4,919,130
貸倒引当金	△1,058,945	△1,010,845
資産の部合計	137,803,098	133,087,119

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
負債の部		
預金	※8 81,998,940	※8 80,941,463
譲渡性預金	8,366,323	9,207,422
コールマネー及び売渡手形	※8 2,629,407	※8 1,605,705
売現先勘定	※8 726,365	※8 982,062
債券貸借取引受入担保金	※8 5,713,233	※8 2,559,900
コマーシャル・ペーパー	337,120	364,808
特定取引負債	※8 5,248,302	※8 6,005,163
借入金	※8, ※12 10,769,668	※8, ※12 9,957,766
外国為替	256,160	322,976
短期社債	1,183,198	982,385
社債	※13 3,866,095	※13 3,961,917
信託勘定借	216,171	283,126
その他負債	※8 4,188,259	※8 3,815,270
賞与引当金	45,176	37,469
役員賞与引当金	2,496	—
退職給付引当金	44,604	44,797
役員退職慰労引当金	2,728	2,138
ポイント引当金	18,927	19,305
睡眠預金払戻損失引当金	9,923	8,096
利息返還損失引当金	59,812	43,482
特別法上の引当金	392	367
繰延税金負債	20,517	16,415
再評価に係る繰延税金負債	※10 45,698	※10 45,566
支払承諾	※8 4,921,500	※8 4,919,130
負債の部合計	130,671,024	126,126,738
純資産の部		
資本金	2,337,895	2,337,895
資本剰余金	978,851	759,810
利益剰余金	1,776,433	2,017,801
自己株式	△171,760	△124,562
株主資本合計	4,921,419	4,990,945
その他有価証券評価差額金	272,306	65,876
繰延ヘッジ損益	△9,701	△16,579
土地再評価差額金	※10 33,357	※10 33,589
為替換算調整勘定	△122,889	△109,113
その他の包括利益累計額合計	173,073	△26,226
新株予約権	262	441
少数株主持分	2,037,318	1,995,220
純資産の部合計	7,132,073	6,960,381
負債及び純資産の部合計	137,803,098	133,087,119

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30日)
経常収益	1,980,507	2,044,860
資金運用収益	818,685	806,779
(うち貸出金利息)	603,194	579,325
(うち有価証券利息配当金)	134,630	141,976
信託報酬	1,052	695
役務取引等収益	428,506	464,225
特定取引収益	188,653	144,373
その他業務収益	524,289	602,818
その他経常収益	※1 19,319	※1 25,968
経常費用	1,439,898	1,498,367
資金調達費用	158,146	148,076
(うち預金利息)	57,774	51,264
役務取引等費用	69,987	70,469
その他業務費用	416,294	478,457
営業経費	655,630	693,775
その他経常費用	※2 139,840	※2 107,588
経常利益	540,609	546,493
特別利益	※3 14,096	※3 2,270
特別損失	※4, ※5 6,517	※4, ※5 3,384
税金等調整前中間純利益	548,187	545,378
法人税、住民税及び事業税	46,527	49,858
法人税等調整額	27,318	118,097
法人税等合計	73,845	167,955
少数株主損益調整前中間純利益	474,341	377,422
少数株主利益	56,848	63,664
中間純利益	417,493	313,758

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	474,341	377,422
その他の包括利益	△156,915	△230,624
その他有価証券評価差額金	△171,861	△193,717
繰延ヘッジ損益	56,128	△7,523
為替換算調整勘定	△37,718	△16,373
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,464	△13,009
中間包括利益	317,426	146,798
親会社株主に係る中間包括利益	298,172	114,226
少数株主に係る中間包括利益	19,254	32,571

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,337,895	2,337,895
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,337,895	2,337,895
資本剰余金		
当期首残高	978,897	978,851
当中間期変動額		
自己株式の処分	△31	△9,038
自己株式の消却	—	△210,003
当中間期変動額合計	△31	△219,041
当中間期末残高	978,866	759,810
利益剰余金		
当期首残高	1,451,945	1,776,433
当中間期変動額		
剰余金の配当	△79,931	△72,171
中間純利益	417,493	313,758
連結子会社の増加に伴う増加	5	8
連結子会社の減少に伴う増加	2	1
連結子会社の増加に伴う減少	△4	△4
連結子会社の減少に伴う減少	△2	△1
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少	△126	—
土地再評価差額金の取崩	24	△222
当中間期変動額合計	337,459	241,368
当中間期末残高	1,789,404	2,017,801
自己株式		
当期首残高	△124,061	△171,760
当中間期変動額		
自己株式の取得	△40	△210,032
自己株式の処分	40	47,228
自己株式の消却	—	210,003
当中間期変動額合計	0	47,198
当中間期末残高	△124,060	△124,562

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本合計		
当期首残高	4,644,677	4,921,419
当中間期変動額		
剰余金の配当	△79,931	△72,171
中間純利益	417,493	313,758
自己株式の取得	△40	△210,032
自己株式の処分	9	38,189
自己株式の消却	—	—
連結子会社の増加に伴う増加	5	8
連結子会社の減少に伴う増加	2	1
連結子会社の増加に伴う減少	△4	△4
連結子会社の減少に伴う減少	△2	△1
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少	△126	—
土地再評価差額金の取崩	24	△222
当中間期変動額合計	337,428	69,525
当中間期末残高	4,982,105	4,990,945
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	412,708	272,306
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△177,265	△206,429
当中間期変動額合計	△177,265	△206,429
当中間期末残高	235,442	65,876
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△39,367	△9,701
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	56,448	△6,877
当中間期変動額合計	56,448	△6,877
当中間期末残高	17,081	△16,579
土地再評価差額金		
当期首残高	34,955	33,357
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△17	232
当中間期変動額合計	△17	232
当中間期末残高	34,937	33,589
為替換算調整勘定		
当期首残高	△101,650	△122,889
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,495	13,775
当中間期変動額合計	1,495	13,775
当中間期末残高	△100,154	△109,113

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	306,646	173,073
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△119,338	△199,299
当中間期変動額合計	△119,338	△199,299
当中間期末残高	187,307	△26,226
新株予約権		
当期首残高	81	262
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	62	179
当中間期変動額合計	62	179
当中間期末残高	144	441
少数株主持分		
当期首残高	2,049,400	2,037,318
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△20,347	△42,097
当中間期変動額合計	△20,347	△42,097
当中間期末残高	2,029,052	1,995,220
純資産合計		
当期首残高	7,000,805	7,132,073
当中間期変動額		
剰余金の配当	△79,931	△72,171
中間純利益	417,493	313,758
自己株式の取得	△40	△210,032
自己株式の処分	9	38,189
自己株式の消却	—	—
連結子会社の増加に伴う増加	5	8
連結子会社の減少に伴う増加	2	1
連結子会社の増加に伴う減少	△4	△4
連結子会社の減少に伴う減少	△2	△1
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少	△126	—
土地再評価差額金の取崩	24	△222
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△139,623	△241,217
当中間期変動額合計	197,805	△171,692
当中間期末残高	7,198,610	6,960,381

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	548,187	545,378
減価償却費	73,441	80,853
減損損失	1,414	1,560
のれん償却額	12,682	10,443
負ののれん発生益	△90	—
段階取得に係る差損益 (△は益)	△12,655	—
持分法による投資損益 (△は益)	△1,627	40,647
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△8,121	△44,991
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,396	△7,534
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,333	△2,496
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	190	311
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△5,929	△590
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	68	377
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△2,036	△1,827
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△10,979	△16,329
資金運用収益	△818,685	△806,779
資金調達費用	158,146	148,076
有価証券関係損益 (△)	△134,858	△117,389
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	257	208
為替差損益 (△は益)	274,867	308,524
固定資産処分損益 (△は益)	1,534	△420
特定取引資産の純増 (△) 減	△2,085,621	△1,803,511
特定取引負債の純増減 (△)	1,545,460	763,275
貸出金の純増 (△) 減	△762,014	△1,736,007
預金の純増減 (△)	△252,309	△932,076
譲渡性預金の純増減 (△)	1,990,785	850,856
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,513,802	△793,275
有利息預け金の純増 (△) 減	△84,806	15,946
コールローン等の純増 (△) 減	122,862	△246,875
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	465,116	988,333
コールマネー等の純増減 (△)	157,326	△759,648
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	40,418	27,687
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△612,122	△3,153,332
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	91,651	△141,251
外国為替 (負債) の純増減 (△)	72,631	67,551
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	84,979	25,215
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△134,393	△200,812
普通社債発行及び償還による増減 (△)	234,471	164,400
信託勘定借の純増減 (△)	27,744	66,955
資金運用による収入	822,602	912,396
資金調達による支出	△163,964	△150,730
その他	△322,802	185,011
小計	2,817,896	△5,711,867
法人税等の支払額	△43,745	△14,403
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,774,150	△5,726,270

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△35,998,349	△27,004,597
有価証券の売却による収入	25,330,499	19,961,305
有価証券の償還による収入	7,270,257	10,822,655
金銭の信託の増加による支出	△727	△1,321
金銭の信託の減少による収入	500	1,540
有形固定資産の取得による支出	△46,007	△44,707
有形固定資産の売却による収入	2,597	9,824
無形固定資産の取得による支出	△35,405	△39,113
無形固定資産の売却による収入	43	0
子会社株式の売却による収入	314	—
子会社の自己株式の取得による支出	—	△1,773
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	55,729	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△10,756	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,431,305	3,703,862
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	10,000	33,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△25,000	△45,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	93,193	117,086
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△246,878	△164,000
配当金の支払額	△79,710	△72,114
少数株主への払戻による支出	△309	—
少数株主への配当金の支払額	△52,486	△47,388
自己株式の取得による支出	△40	△210,032
自己株式の処分による収入	9	2,385
子会社の自己株式の取得による支出	—	△14
子会社の自己株式の売却による収入	—	111
財務活動によるキャッシュ・フロー	△301,222	△385,966
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,213	△9,864
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△966,591	△2,418,239
現金及び現金同等物の期首残高	3,371,193	5,645,094
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,404,601	※1 3,226,855

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p>	<p>(1) 連結子会社 337社 主要な会社名 株式会社三井住友銀行 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited 三井住友銀行(中国)有限公司 SMBCフレンド証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 三井住友ファイナンス&リース株式会社 三井住友カード株式会社 株式会社セディナ SMBCファイナンスサービス株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc. みなとエクイティサポート投資事業有限責任組合他18社は新規設立等により、当中間連結会計期間より連結子会社としております。 びわ銀リース株式会社他5社は合併等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。 また、ルージュリーシング有限会社他2社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他195社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																				
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 45社 主要な会社名 住友三井オートサービス株式会社 プロミス株式会社 大和住銀投信投資顧問株式会社 PROMISE (SHENZHEN) CO., LTD. 他3社は重要性が増加したこと等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。 また、アットローン株式会社他1社は合併等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他195社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用としております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd. 持分法非適用の関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>																				
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>11月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>6社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>6社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>6社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>122社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>19社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>9社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>165社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日、12月末日、1月末日、3月末日及び5月末日を中間決算日とする連結子会社は9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社は7月末日現在、並びに一部の6月末日及び7月末日を中間決算日とする連結子会社については9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	1社	12月末日	6社	1月末日	2社	3月末日	6社	4月末日	1社	5月末日	6社	6月末日	122社	7月末日	19社	8月末日	9社	9月末日	165社
11月末日	1社																				
12月末日	6社																				
1月末日	2社																				
3月末日	6社																				
4月末日	1社																				
5月末日	6社																				
6月末日	122社																				
7月末日	19社																				
8月末日	9社																				
9月末日	165社																				

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																						
4 開示対象特別目的会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び一般社団法人等の形態によっております。)12社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社12社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は、2,026,689百万円、負債総額(単純合算)は2,026,471百万円であります。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、三井住友銀行は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な取引の期末残高 <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)</th> <th>当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,592,714</td> <td>1,505,519</td> </tr> <tr> <td>信用枠</td> <td>593,578</td> <td>542,744</td> </tr> <tr> <td>流動性枠</td> <td>291,991</td> <td>275,714</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な損益 <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</th> <th>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出金利息</td> <td>8,373</td> <td>7,097</td> </tr> <tr> <td>役務取引等収益</td> <td>815</td> <td>765</td> </tr> </tbody> </table>			前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)	貸出金	1,592,714	1,505,519	信用枠	593,578	542,744	流動性枠	291,991	275,714		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	貸出金利息	8,373	7,097	役務取引等収益	815	765
	前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)																					
貸出金	1,592,714	1,505,519																					
信用枠	593,578	542,744																					
流動性枠	291,991	275,714																					
	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																					
貸出金利息	8,373	7,097																					
役務取引等収益	815	765																					

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>			
<p>5 会計処理基準に関する事項</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>			
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式(外国株式を含む)については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。</p>			
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>			
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	7年～50年	その他
建物	7年～50年			
その他	2年～20年			

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は775,976百万円(前連結会計年度末は867,866百万円)であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末の要支給額を計上しております。</p>
	<p>(9) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「SMBCポイントパック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>
	<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。</p>
	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。</p>
	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 当社及び連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(14) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。</p> <p>② オペレーティング・リース取引の収益の計上基準 主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>③ 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。</p>
	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>・金利リスク・ヘッジ 連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジを適用しております。 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は623百万円(前連結会計年度末は999百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は544百万円(前連結会計年度末は960百万円)(同前)であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替変動リスク・ヘッジ <p>連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づく繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建その他有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> ・株価変動リスク・ヘッジ <p>連結子会社である三井住友銀行は、その他有価証券のうち政策投資目的で保有する株式の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> ・連結会社間取引等 <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、三井住友銀行以外の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。</p>
	<p>(16) のれんの償却方法及び償却期間 SMBCフレンド証券株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社セディナに係るのれんは20年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。</p>
	<p>(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金、無利息預け金及び日本銀行への預け金であります。</p>
	<p>(18) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【表示方法の変更】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(中間連結損益計算書関係) 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)が平成23年3月29日付で一部改正されたことに伴い、従来「特別利益」に含めて計上しておりました「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、当中間連結会計期間から「その他経常収益」に含めて計上しておりますが、同実務指針の定めに基づき、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式277,959百万円及び出資金1,870百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計50,935百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,032,285百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは232,420百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は90,777百万円、延滞債権額は1,031,828百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は25,438百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は498,323百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式206,551百万円及び出資金1,521百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計41,852百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,889,915百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは312,370百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は70,455百万円、延滞債権額は1,069,805百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は26,287百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は464,272百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)																																																																				
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,646,369百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は667,310百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金預け金</td><td style="text-align: right;">2,859百万円</td></tr> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td style="text-align: right;">327,259百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td style="text-align: right;">1,926百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td style="text-align: right;">2,565,106百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">8,586,487百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td style="text-align: right;">2,149,928百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td style="text-align: right;">10,436百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td style="text-align: right;">15,019百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(延払資産等)</td><td style="text-align: right;">5,102百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">26,053百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">955,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td style="text-align: right;">726,365百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">5,078,535百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td style="text-align: right;">356,577百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td style="text-align: right;">5,119,245百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td style="text-align: right;">11,140百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td style="text-align: right;">110,568百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金32,987百万円、特定取引資産177,403百万円及び有価証券20,790,338百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は119,299百万円、先物取引差入証拠金は18,029百万円、その他の証拠金等は84,382百万円であります。</p>	現金預け金	2,859百万円	コールローン及び買入手形	327,259百万円	買入金銭債権	1,926百万円	特定取引資産	2,565,106百万円	有価証券	8,586,487百万円	貸出金	2,149,928百万円	リース債権及びリース投資資産	10,436百万円	有形固定資産	15,019百万円	その他資産(延払資産等)	5,102百万円	預金	26,053百万円	コールマネー及び売渡手形	955,000百万円	売現先勘定	726,365百万円	債券貸借取引受入担保金	5,078,535百万円	特定取引負債	356,577百万円	借入金	5,119,245百万円	その他負債	11,140百万円	支払承諾	110,568百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,630,821百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は657,454百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金預け金</td><td style="text-align: right;">7,113百万円</td></tr> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td style="text-align: right;">349,111百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td style="text-align: right;">1,484百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td style="text-align: right;">3,420,775百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td style="text-align: right;">2,809,358百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td style="text-align: right;">4,318,255百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td style="text-align: right;">9,187百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td style="text-align: right;">14,777百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(延払資産等)</td><td style="text-align: right;">4,743百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">24,572百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">545,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td style="text-align: right;">979,242百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">1,589,571百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td style="text-align: right;">339,272百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td style="text-align: right;">5,934,317百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td style="text-align: right;">12,147百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td style="text-align: right;">101,925百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金29,418百万円、特定取引資産61,810百万円及び有価証券22,612,464百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は119,099百万円、先物取引差入証拠金は10,550百万円、その他の証拠金等は88,947百万円であります。</p>	現金預け金	7,113百万円	コールローン及び買入手形	349,111百万円	買入金銭債権	1,484百万円	特定取引資産	3,420,775百万円	有価証券	2,809,358百万円	貸出金	4,318,255百万円	リース債権及びリース投資資産	9,187百万円	有形固定資産	14,777百万円	その他資産(延払資産等)	4,743百万円	預金	24,572百万円	コールマネー及び売渡手形	545,000百万円	売現先勘定	979,242百万円	債券貸借取引受入担保金	1,589,571百万円	特定取引負債	339,272百万円	借入金	5,934,317百万円	その他負債	12,147百万円	支払承諾	101,925百万円
現金預け金	2,859百万円																																																																				
コールローン及び買入手形	327,259百万円																																																																				
買入金銭債権	1,926百万円																																																																				
特定取引資産	2,565,106百万円																																																																				
有価証券	8,586,487百万円																																																																				
貸出金	2,149,928百万円																																																																				
リース債権及びリース投資資産	10,436百万円																																																																				
有形固定資産	15,019百万円																																																																				
その他資産(延払資産等)	5,102百万円																																																																				
預金	26,053百万円																																																																				
コールマネー及び売渡手形	955,000百万円																																																																				
売現先勘定	726,365百万円																																																																				
債券貸借取引受入担保金	5,078,535百万円																																																																				
特定取引負債	356,577百万円																																																																				
借入金	5,119,245百万円																																																																				
その他負債	11,140百万円																																																																				
支払承諾	110,568百万円																																																																				
現金預け金	7,113百万円																																																																				
コールローン及び買入手形	349,111百万円																																																																				
買入金銭債権	1,484百万円																																																																				
特定取引資産	3,420,775百万円																																																																				
有価証券	2,809,358百万円																																																																				
貸出金	4,318,255百万円																																																																				
リース債権及びリース投資資産	9,187百万円																																																																				
有形固定資産	14,777百万円																																																																				
その他資産(延払資産等)	4,743百万円																																																																				
預金	24,572百万円																																																																				
コールマネー及び売渡手形	545,000百万円																																																																				
売現先勘定	979,242百万円																																																																				
債券貸借取引受入担保金	1,589,571百万円																																																																				
特定取引負債	339,272百万円																																																																				
借入金	5,934,317百万円																																																																				
その他負債	12,147百万円																																																																				
支払承諾	101,925百万円																																																																				

前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,842,366百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが39,563,617百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行及びその他の一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,542,270百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,948,454百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行及びその他の一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 717,073百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 371,232百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債2,160,616百万円が含まれております。</p> <p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,969,902百万円であります。</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 719,210百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 359,241百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債2,092,216百万円が含まれております。</p> <p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,931,266百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益5,572百万円及び持分法による投資利益1,627百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額42,362百万円、貸出金償却60,552百万円、株式等償却26,075百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、負ののれん発生益90百万円、償却債権取立益1,307百万円及び段階取得に係る差益12,655百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、固定資産処分損1,542百万円、減損損失1,414百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額3,552百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益6,402百万円、貸倒引当金戻入益14,118百万円及び償却債権取立益1,247百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却39,046百万円、株式等売却損3,923百万円、株式等償却14,610百万円及び持分法による投資損失40,647百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、固定資産処分益2,244百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損1,824百万円及び減損損失1,560百万円であります。</p> <p>※5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
首都圏	共用資産 3物件	土地、建物等	39	首都圏	遊休資産 23物件	土地、建物等	479
	遊休資産 23物件		529	近畿圏	営業用店舗 28物件		218
	その他 2物件		115		遊休資産 32物件	800	
近畿圏	遊休資産 25物件	土地、建物等	716	その他	遊休資産 13物件	土地、建物等	62
その他	遊休資産 5物件	土地、建物等	13	<p>連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間は、三井住友銀行では共用資産及び遊休資産について、また、その他の連結子会社については、共用資産、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,414,055,625	—	—	1,414,055,625	
第1回第六種優先株式	70,001	—	—	70,001	
合計	1,414,125,626	—	—	1,414,125,626	
自己株式					
普通株式	17,070,100	14,376	3,522	17,080,954	(注)
合計	17,070,100	14,376	3,522	17,080,954	

(注) 普通株式の自己株式の増加14,376株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

また、普通株式の自己株式の減少3,522株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権	—	—	—	—	56		
連結子会社	—	—	—	—	—	87		
合計						144		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	77,567	55	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	70,515	利益剰余金	50	平成22年9月30日	平成22年12月3日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成22年9月30日	平成22年12月3日

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,414,055,625	—	—	1,414,055,625	
第1回第六種優先株式	70,001	—	70,001	—	(注)1
合計	1,414,125,626	—	70,001	1,414,055,625	
自己株式					
普通株式	32,581,914	12,352	15,326,591	17,267,675	(注)2
第1回第六種優先株式	—	70,001	70,001	—	(注)1
合計	32,581,914	82,353	15,396,592	17,267,675	

(注)1 第1回第六種優先株式の自己株式の増加70,001株は、平成23年4月1日に、当社定款第18条の規定に基づき実施した自己株式の取得によるものであります。

また、第1回第六種優先株式の発行済株式総数の減少70,001株及び自己株式の減少70,001株は、平成23年4月1日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加12,352株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

また、普通株式の自己株式の減少15,326,591株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少5,231株、並びに連結子会社である株式会社SMFGカード&クレジットが、平成23年5月1日に株式会社セディナの完全子会社化のために保有していた当社株式を株式交換により同社株主に割り当てたこと及び連結子会社が当社株式を売却したことによる減少15,321,360株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権	—	—	—	—	—	347
連結子会社	—	—	—	—	—	—	94
合計							441

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	70,514	50	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	70,514	利益剰余金	50	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,893,453</td> </tr> <tr> <td>日本銀行への預け金を除く 有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△2,488,852</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,404,601</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,893,453	日本銀行への預け金を除く 有利息預け金	△2,488,852	現金及び現金同等物	2,404,601	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成23年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">6,737,438</td> </tr> <tr> <td>日本銀行への預け金を除く 有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△3,510,582</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,226,855</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	6,737,438	日本銀行への預け金を除く 有利息預け金	△3,510,582	現金及び現金同等物	3,226,855
現金預け金勘定	4,893,453												
日本銀行への預け金を除く 有利息預け金	△2,488,852												
現金及び現金同等物	2,404,601												
現金預け金勘定	6,737,438												
日本銀行への預け金を除く 有利息預け金	△3,510,582												
現金及び現金同等物	3,226,855												

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 借手側

① リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

(ア)有形固定資産

主として、店舗及び事務システム機器等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

(ア)有形固定資産

主として、店舗及び事務システム機器等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 貸手側

① リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
リース料債権部分	1,241,757	1,216,176
見積残存価額部分	95,359	93,621
受取利息相当額	△206,317	△191,657
合計	1,130,799	1,118,140

② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	230,050	389,029	219,066	380,247
1年超2年以内	160,632	288,064	163,927	294,119
2年超3年以内	111,555	210,604	102,188	199,638
3年超4年以内	53,371	129,630	53,612	127,544
4年超5年以内	40,555	77,517	45,457	73,862
5年超	84,682	146,911	78,033	140,763
合計	680,846	1,241,757	662,285	1,216,176

- ③ リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の平成20年連結会計年度期首の価額として計上しております。

また、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は4,786百万円(前中間連結会計期間は4,900百万円)多く計上されております。

2 オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
1年内	34,804	37,747
1年超	267,049	274,408
合計	301,854	312,155

(2) 貸手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
1年内	36,995	37,771
1年超	156,549	151,168
合計	193,545	188,940

なお、貸手側の未経過リース料のうち0百万円(前連結会計年度末は0百万円)を借入金の担保に提供しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、その他有価証券中の非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

((3)参照)や子会社株式及び関連会社株式は含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金預け金 (注) 1	9,227,272	9,233,629	6,357
② コールローン及び買入手形 (注) 1	850,997	851,482	484
③ 買現先勘定	131,104	131,145	40
④ 債券貸借取引支払保証金	4,740,410	4,740,410	—
⑤ 買入金銭債権 (注) 1	1,110,692	1,117,128	6,435
⑥ 特定取引資産			
売買目的有価証券	3,108,841	3,108,841	—
⑦ 金銭の信託	24,011	24,011	—
⑧ 有価証券			
満期保有目的の債券	4,182,273	4,242,131	59,857
その他有価証券	34,871,036	34,871,036	—
⑨ 貸出金	61,348,355		
貸倒引当金 (注) 1	△812,542		
	60,535,813	61,586,792	1,050,978
⑩ 外国為替 (注) 1	1,072,850	1,076,542	3,692
⑪ リース債権及びリース投資資産 (注) 1	1,719,905	1,816,390	96,485
資産計	121,575,209	122,799,543	1,224,333
① 預金	81,998,940	82,015,066	16,126
② 譲渡性預金	8,366,323	8,365,839	△484
③ コールマネー及び売渡手形	2,629,407	2,629,406	△0
④ 売現先勘定	726,365	726,365	—
⑤ 債券貸借取引受入担保金	5,713,233	5,713,233	—
⑥ コマーシャル・ペーパー	337,120	337,120	—
⑦ 特定取引負債			
売付商品債券	1,623,046	1,623,046	—
⑧ 借入金	10,769,668	10,780,649	10,981
⑨ 外国為替	256,160	256,160	—
⑩ 短期社債	1,183,198	1,183,198	—
⑪ 社債	3,866,095	3,952,658	86,563
⑫ 信託勘定借	216,171	216,171	—
負債計	117,685,729	117,798,915	113,186
デリバティブ取引 (注) 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	16,149	16,149	—
ヘッジ会計が適用されているもの	357,952	357,952	—
デリバティブ取引計	374,101	374,101	—

(注) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

- 2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資産

- ① 現金預け金、② コールローン及び買入手形、③ 買現先勘定、④ 債券貸借取引支払保証金、
⑨ 貸出金、⑩ 外国為替並びに⑪ リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、満期のない預け金や返済期限の定めのない当座貸越等については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の経費率を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結子会社においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を加味したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

⑤ 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、商品投資受益権等で市場価格があるものは、当連結会計年度末日の市場価格を時価としております。住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権については、同信託における原ローン債権等の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引については、原則として⑨ 貸出金等と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑥ 特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券については、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

⑦ 金銭の信託

金銭の信託については、原則として、信託財産である有価証券を⑧ 有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑧ 有価証券

原則として、株式(外国株式を含む)については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均をもって時価としております。公募債等、株式以外の市場価格のある有価証券については、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号)を踏まえ、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定した価額をもって時価としており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。市場価格のない私募債等については、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の経費率を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、当該債券の額面金額から、貸出金と同様に算定した貸倒見積高相当額を控除した金額をもって時価としております。また、公募投資信託については公表されている基準価格、私募投資信託等については証券会社等より入手する基準価格又は純資産価格より算定した価額をもって時価としております。

負債

① 預金、② 譲渡性預金及び⑫ 信託勘定借

要求払預金、満期のない預り金等については、期末における帳簿価額を時価とみなしております。また、期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、将来のキャッシュ・フローを、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

③ コールマネー及び売渡手形、④ 売現先勘定、⑤ 債券貸借取引受入担保金、⑥ コマーシャル・ペーパー、⑧ 借入金、⑩ 短期社債及び⑪ 社債

期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、将来のキャッシュ・フローを、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。なお、社債については、証券会社の提示するベンチマーク債や公募劣後債の利回り情報等から算出した割引レートによって割り引いた現在価値をもって時価としております。

⑦ 特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等については、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

⑨ 外国為替

他の銀行から受入れた外貨預り金等満期のない預り金については、期末における帳簿価額を時価とみなしております。

また、外国為替関連の短期借入金等の時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引のうち、金利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブについては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した期末時点におけるみなし決済金額をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引については、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定した期末時点におけるみなし決済金額をもって時価としております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
買入金銭債権	
市場価格のない買入金銭債権 (注) 1	7,606
有価証券	
非上場株式等 (注) 2, 4	278,869
組合出資金等 (注) 3, 4	340,113
合計	626,589

(注) 1 市場価格がなく、合理的な価額の見積もりが困難である、エクイティ性の強い貸付債権信託受益権であります。

2 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3 市場価格のない出資金等であります。組合等への出資のうち、組合の貸借対照表及び損益計算書を純額で取り込む方法により経理しているものについての出資簿価部分を含んでおります。

4 当連結会計年度において、非上場株式及び組合出資金等について15,076百万円減損処理を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、その他有価証券中の非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品((3)参照)や子会社株式及び関連会社株式は含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
① 現金預け金 (注) 1	6,731,570	6,737,251	5,681
② コールローン及び買入手形 (注) 1	988,228	988,699	470
③ 買現先勘定	207,582	207,785	203
④ 債券貸借取引支払保証金	3,752,077	3,752,077	—
⑤ 買入金銭債権 (注) 1	1,131,346	1,137,182	5,836
⑥ 特定取引資産			
売買目的有価証券	4,388,041	4,388,041	—
⑦ 金銭の信託	23,387	23,387	—
⑧ 有価証券			
満期保有目的の債券	4,894,081	4,964,638	70,556
その他有価証券	29,077,635	29,077,635	—
⑨ 貸出金	62,993,906		
貸倒引当金 (注) 1	△762,669		
	62,231,237	63,333,550	1,102,313
⑩ 外国為替 (注) 1	1,210,698	1,213,357	2,658
⑪ リース債権及びリース投資資産 (注) 1	1,695,104	1,784,436	89,331
資産計	116,330,991	117,608,043	1,277,052
① 預金	80,941,463	80,956,605	15,142
② 譲渡性預金	9,207,422	9,206,632	△789
③ コールマネー及び売渡手形	1,605,705	1,605,706	1
④ 売現先勘定	982,062	982,062	—
⑤ 債券貸借取引受入担保金	2,559,900	2,559,900	—
⑥ コマーシャル・ペーパー	364,808	364,808	—
⑦ 特定取引負債			
売付商品債券	1,781,709	1,781,709	—
⑧ 借入金	9,957,766	9,966,732	8,965
⑨ 外国為替	322,976	322,976	—
⑩ 短期社債	982,385	982,379	△6
⑪ 社債	3,961,917	4,080,455	118,537
⑫ 信託勘定借	283,126	283,126	—
負債計	112,951,244	113,093,095	141,850
デリバティブ取引 (注) 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	57,456	57,456	—
ヘッジ会計が適用されているもの	523,659	523,659	—
デリバティブ取引計	581,116	581,116	—

(注) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資産

- ① 現金預け金、② コールローン及び買入手形、③ 買現先勘定、④ 債券貸借取引支払保証金、
⑨ 貸出金、⑩ 外国為替並びに⑪ リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、満期のない預け金や返済期限の定めのない当座貸越等については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、中間期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の経費率を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結子会社においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を加味したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

⑤ 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権については、同信託における原ローン債権等の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引については、原則として⑨ 貸出金等と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑥ 特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券については、原則として当中間連結会計期間末日の市場価格をもって時価としております。

⑦ 金銭の信託

金銭の信託については、原則として、信託財産である有価証券を⑧ 有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑧ 有価証券

原則として、株式(外国株式を含む)については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均をもって時価としております。公募債等、株式以外の市場価格のある有価証券については、当中間連結会計期間末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号)を踏まえ、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定した価額をもって時価としており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。市場価格のない私募債等については、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の経費率を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、当該債券の額面金額から、貸出金と同様に算定した貸倒見積高相当額を控除した金額をもって時価としております。また、公募投資信託については公表されている基準価格、私募投資信託等については証券会社等より入手する基準価格又は純資産価格より算定した価額をもって時価としております。

負債

① 預金、② 譲渡性預金及び⑫ 信託勘定借

要求払預金、満期のない預り金等については、中間期末における帳簿価額を時価とみなしております。また、中間期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、将来のキャッシュ・フローを、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

③ コールマネー及び売渡手形、④ 売現先勘定、⑤ 債券貸借取引受入担保金、⑥ コマーシャル・ペーパー、⑧ 借入金、⑩ 短期社債及び⑪ 社債

中間期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、将来のキャッシュ・フローを、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。なお、社債については、証券会社の提示するベンチマーク債や公募劣後債の利回り情報等から算出した割引レートによって割り引いた現在価値をもって時価としております。

⑦ 特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等については、原則として、当該債券等の当中間連結会計期間末日の市場価格をもって時価としております。

⑨ 外国為替

他の銀行から受入れた外貨預り金等満期のない預り金については、中間期末における帳簿価額を時価とみなしております。

また、外国為替関連の短期借入金等の時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引のうち、金利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブについては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した中間期末時点におけるみなし決済金額をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引については、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定した中間期末時点におけるみなし決済金額をもって時価としております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
買入金銭債権	
市場価格のない買入金銭債権 (注) 1	7,302
有価証券	
非上場株式等 (注) 2, 4	272,935
組合出資金等 (注) 3, 4	342,050
合計	622,288

(注) 1 市場価格がなく、合理的な価額の見積もりが困難である、エクイティ性の強い貸付債権信託受益権であります。

2 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3 市場価格のない出資金等であります。組合等への出資のうち、組合の貸借対照表及び損益計算書を純額で取り込む方法により経理しているものについての出資簿価部分を含んでおります。

4 当中間連結会計期間において、非上場株式及び組合出資金等について2,995百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	3,384,266	3,437,088	52,821
	地方債	159,618	162,339	2,721
	社債	237,233	243,070	5,837
	その他	4,193	4,201	8
	小計	3,785,310	3,846,700	61,389
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	379,873	378,410	△1,463
	地方債	11,899	11,860	△39
	社債	1,887	1,878	△9
	その他	10,301	10,282	△19
	小計	403,962	402,430	△1,531
合計		4,189,272	4,249,130	59,857

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,341,992	854,218	487,773
	債券	12,365,024	12,256,383	108,640
	国債	9,468,315	9,423,084	45,230
	地方債	199,005	197,609	1,395
	社債	2,697,703	2,635,688	62,014
	その他	3,125,508	3,001,059	124,449
	小計	16,832,525	16,111,661	720,864
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	869,937	1,045,754	△175,817
	債券	13,194,988	13,226,858	△31,870
	国債	12,701,891	12,729,163	△27,271
	地方債	173,886	175,423	△1,536
	社債	319,210	322,272	△3,062
	その他	4,448,401	4,590,679	△142,277
	小計	18,513,327	18,863,292	△349,965
合計		35,345,852	34,974,953	370,899

- (注) 1 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,153百万円(収益)であります。
2 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表 計上額(百万円)
株式	274,329
その他	352,260
合計	626,589

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(子会社株式及び関連会社株式を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は109,921百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,278,365	4,340,558	62,192
	地方債	168,730	171,883	3,153
	社債	234,404	239,871	5,467
	その他	2,695	2,701	6
	小計	4,684,195	4,755,014	70,818
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	200,138	199,900	△238
	地方債	5,417	5,408	△9
	社債	2,526	2,522	△4
	その他	8,902	8,893	△9
	小計	216,985	216,723	△262
合計		4,901,181	4,971,737	70,556

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	965,643	596,236	369,407
	債券	20,297,054	20,193,002	104,051
	国債	17,419,074	17,378,304	40,770
	地方債	261,933	259,682	2,250
	社債	2,616,046	2,555,016	61,030
	その他	1,837,059	1,765,769	71,289
	小計	23,099,757	22,555,009	544,748
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	974,778	1,289,590	△314,811
	債券	3,963,165	3,969,287	△6,121
	国債	3,610,425	3,612,801	△2,375
	地方債	46,963	47,065	△102
	社債	305,776	309,420	△3,643
	その他	1,498,365	1,570,565	△72,200
	小計	6,436,309	6,829,443	△393,134
合計		29,536,066	29,384,452	151,614

(注) 1 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,502百万円(費用)であります。

2 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)
株式	269,060
その他	353,227
合計	622,288

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(子会社株式及び関連会社株式を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は16,240百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	22,569	22,527	42	42	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	22,005	22,148	△142	—	△142

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	369,852
その他有価証券	369,810
その他の金銭の信託	42
(△)繰延税金負債	102,593
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	267,259
(△)少数株主持分相当額	7,125
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	12,172
その他有価証券評価差額金	272,306

(注) 1 その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,153百万円(収益)であります。

2 その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	153,240
その他有価証券	153,383
その他の金銭の信託	△142
(△)繰延税金負債	79,698
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	73,541
(△)少数株主持分相当額	6,664
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△999
その他有価証券評価差額金	65,876

(注) 1 その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,502百万円(費用)であります。

2 その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	36,061,333	2,080,554	△13,057	△13,057
	買建	33,791,946	2,088,859	12,150	12,150
	金利オプション				
	売建	16,628	—	△1	△1
	買建	420,747	—	△12	△12
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	19,504,719	314,376	△704	△704
	金利スワップ	356,885,048	267,296,032	95,050	95,050
	受取固定・支払変動	158,333,988	120,027,611	3,822,736	3,822,736
	受取変動・支払固定	170,756,972	129,214,787	△3,725,094	△3,725,094
	受取変動・支払変動	27,653,869	17,913,499	△1,507	△1,507
	金利スワップション				
	売建	3,391,868	2,347,307	△75,573	△75,573
	買建	2,924,852	2,076,786	72,362	72,362
	キャップ				
	売建	20,895,278	5,852,048	△10,084	△10,084
	買建	9,178,858	2,985,925	7,603	7,603
	フローアー				
	売建	882,481	278,959	△10,006	△10,006
	買建	8,551,945	8,419,741	7,460	7,460
	その他				
売建	578,528	333,204	△14,089	△14,089	
買建	1,678,256	937,592	42,041	42,041	
	合計	—	—	113,136	113,136

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	20,597,671	12,937,360	△392,609	△28,299
	通貨スワップション				
	売建	711,681	672,001	△23,439	△23,439
	買建	948,904	695,468	38,789	38,789
	為替予約	50,708,557	19,400,525	114,272	114,272
	通貨オプション				
	売建	3,054,155	1,996,329	△300,544	△300,544
	買建	2,935,419	1,894,947	420,803	420,803
	合計	—	—	△142,728	221,581

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	129,122	—	1,689	1,689
	買建	46,212	—	283	283
	株式指数オプション				
	売建	6,200	—	△203	△203
	買建	4,456	—	116	116
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	201,781	200,642	△41,359	△41,359
	買建	203,957	200,642	41,430	41,430
	合計	—	—	1,956	1,956

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	1,227,129	—	△1,601	△1,601
	買建	1,141,914	—	388	388
	債券先物オプション				
	売建	29,100	—	27	27
	買建	58,800	—	△31	△31
店頭	債券先渡契約				
	売建	2,994	—	48	48
	買建	33,313	32,096	739	739
	債券店頭オプション				
	売建	24,843	—	△162	△162
	買建	24,843	—	129	129
	合計	—	—	△461	△461

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物				
	売建	4,566	—	19	19
	買建	5,573	—	△24	△24
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	197,189	167,741	△52,883	△52,883
	変動価格受取・固定価格支払	143,052	115,341	94,816	94,816
	変動価格受取・変動価格支払	25	—	0	0
	商品オプション				
	売建	18,952	14,871	△43	△43
	買建	7,742	6,067	308	308
	合計	—	—	42,194	42,194

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション 売建	1,004,667	695,622	△12,098	△12,098
	買建	1,107,470	602,404	14,148	14,148
	合計	—	—	2,049	2,049

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類別、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理 方法	金利先物	貸出金、その他有価証券 (債券)、預金、譲渡性預 金等の有利息の金融資 産・負債				
	売建		1,080,929	1,080,929	△421	
	買建		9,861,263	—	△223	
	金利スワップ		36,637,577	30,969,355	20,313	
	受取固定・支払変動		24,170,619	19,172,729	314,269	
	受取変動・支払固定		12,437,041	11,767,209	△294,567	
	受取変動・支払変動		29,916	29,416	611	
	金利スワップション					
	売建		460,983	460,899	1,085	
	買建		—	—	—	
	キャップ					
	売建		2,562	2,562	410	
	買建		2,562	2,562	△410	
	フロアー					
売建	—	—	—			
買建	7,850	7,850	0			
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	金利スワップ	貸出金	3,832	2,354	△108	
	受取変動・支払固定		3,832	2,354	△108	
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	貸出金、借入金、社債	190,477	162,237	(注) 3	
	受取固定・支払変動		13,500	4,000		
	受取変動・支払固定		152,777	136,237		
	受取変動・支払変動		24,200	22,000		
	合計	—	—	—	20,644	

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定してしております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金等の時価に含めて記載してしております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、その他 有価証券(債券)、預金、 外国為替等	2,776,330	1,882,407	338,351
	為替予約		9,615	—	△172
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	通貨スワップ	預金	12,038	11,139	△248
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	預金、借入金	11,739	11,405	(注) 3
	為替予約		103,553	3,179	
	合計	—	—	—	337,930

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
- 2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
- 3 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金等の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	有価証券店頭指数等ス ワップ	その他有価証券(株式)	—	—	—
	株価指数変化率受取 ・金利支払 金利受取・ 株価指数変化率支払		21,521	11,078	△623
	合計	—	—	—	△623

- (注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	23,866,784	778,118	△13,294	△13,294
	買建	26,616,445	809,618	13,138	13,138
	金利オプション				
	売建	7,670	—	△0	△0
	買建	30,681	—	2	2
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	13,954,219	186,405	100	100
	金利スワップ	353,007,952	269,880,219	83,683	83,683
	受取固定・支払変動	163,308,103	127,217,799	4,804,362	4,804,362
	受取変動・支払固定	163,471,836	125,604,880	△4,715,019	△4,715,019
	受取変動・支払変動	26,136,825	16,966,533	△2,877	△2,877
	金利スワップション				
	売建	3,662,079	2,152,245	△64,517	△64,517
	買建	3,109,199	2,163,298	52,048	52,048
	キャップ				
	売建	18,001,541	6,208,097	△9,261	△9,261
	買建	7,756,809	3,122,775	6,971	6,971
	フローアー				
	売建	810,889	260,203	△5,998	△5,998
	買建	5,484,451	2,133,400	5,459	5,459
	その他				
売建	1,114,634	569,705	△9,337	△9,337	
買建	2,767,464	1,477,158	30,833	30,833	
	合計	—	—	89,827	89,827

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	43,063	—	—	—
	買建	69,168	—	—	—
店頭	通貨スワップ	20,389,736	12,241,910	△453,354	51,421
	通貨スワップション				
	売建	634,214	513,419	△26,877	△26,877
	買建	917,757	607,382	40,782	40,782
	為替予約	35,447,520	3,201,022	233,509	233,509
	通貨オプション				
	売建	2,803,554	1,747,972	△297,716	△297,716
買建	2,567,419	1,620,594	431,431	431,431	
	合計	—	—	△72,225	432,550

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	157,603	—	△708	△708
	買建	38,127	—	498	498
	株式指数オプション				
	売建	12	—	△11	△11
	買建	0	—	0	0
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	209,706	208,657	△38,951	△38,951
	買建	210,755	207,021	39,086	39,086
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	17,141	—	434	434
	合計	—	—	349	349

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	2,178,923	—	10,292	10,292
	買建	1,972,941	—	△8,987	△8,987
	債券先物オプション				
	売建	75,824	—	△50	△50
買建	116,670	—	274	274	
店頭	債券先渡契約				
	売建	1,299	—	△7	△7
	買建	8,912	7,793	731	731
	債券店頭オプション				
	売建	42,544	—	△257	△257
買建	58,773	—	80	80	
	合計	—	—	2,074	2,074

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物				
	売建	69,416	—	5,496	5,496
	買建	69,477	—	△5,614	△5,614
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	350,219	322,493	△10,385	△10,385
	変動価格受取・固定価格支払	313,995	287,191	44,113	44,113
	変動価格受取・変動価格支払	14,127	13,848	2,399	2,399
	商品オプション				
	売建	14,345	12,484	△629	△629
買建	5,207	5,010	49	49	
	合計	—	—	35,429	35,429

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	980,657	759,981	△12,956	△12,956
	買建	1,011,319	677,874	14,957	14,957
	合計	—	—	2,001	2,001

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類別、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理 方法	金利先物	貸出金、その他有価証券 (債券)、預金、譲渡性預 金等の有利息の金融資 産・負債				
	売建		766,500	—	△41	
	買建		5,815,407	—	△102	
	金利スワップ		36,386,587	31,173,863	26,075	
	受取固定・支払変動		24,793,290	20,464,646	496,740	
	受取変動・支払固定		11,565,074	10,680,995	△471,045	
	受取変動・支払変動		28,222	28,222	380	
	金利スワップション					
	売建		460,445	460,383	3,871	
	買建		—	—	—	
	キャップ					
	売建		2,665	2,665	310	
	買建		2,665	2,665	△310	
	フロアー					
売建	—	—	—			
買建	7,850	5,350	0			
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	金利スワップ	貸出金	3,336	2,228	△447	
	受取変動・支払固定		3,336	2,228	△447	
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	貸出金、借入金、社債	173,270	130,862	(注) 3	
	受取固定・支払変動		10,000	2,000		
	受取変動・支払固定		140,270	108,862		
	受取変動・支払変動		23,000	20,000		
	合計	—	—	—	29,355	

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、その他 有価証券(債券)、預金、 外国為替等	3,777,108	2,008,920	493,638
	為替予約		142,330	—	△173
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	通貨スワップ	預金	17,392	17,355	574
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	11,633	10,665	(注) 3
	為替予約		3,179	3,179	
	合計	—	—	—	494,040

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
- 2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
- 3 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされているその他有価証券等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金等の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	有価証券店頭指数等スワップ	その他有価証券(株式)	—	—	—
	株価指数変化率受取 ・金利支払 金利受取・ 株価指数変化率支払		7,481	1,542	263
	合計	—	—	—	263

- (注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 62百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年7月28日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 69
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 102,600
付与日	平成22年8月13日
権利確定条件	当社及び三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	平成22年6月29日から平成22年度に関する定時株主総会 終結時まで
権利行使期間	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	2,215

(注) 株式数に換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

- 1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 180百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

決議年月日	平成23年7月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 71
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 268,200
付与日	平成23年8月16日
権利確定条件	当社及び三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	平成23年6月29日から平成23年度に関する定時株主総会 終結時まで
権利行使期間	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	1,872

(注) 株式数に換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

- I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

- I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務のほか、証券業務、リース業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っており、そのうち、主要業務である「銀行業」、「証券業」、「リース業」及び「クレジットカード業」を独立した報告セグメントとしております。また、その他の業務については集約して「その他事業」としております。

なお「銀行業」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、金融先物取引等の受託等業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務、証券仲介業務等が含まれますが、当社の主要な連結子会社である三井住友銀行においては、顧客マーケットに対応した「個人部門」、「法人部門」、「企業金融部門」及び「国際部門」とトレジャリー業務を行う「市場営業部門」の5部門に分類した収益管理を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。持分法適用会社の損益につきましては、経常利益に持分比率を乗じた金額を「その他損益」に含めて計上しております。

なお、資産につきましては、事業セグメント別の管理を行っておりません。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業								
	三井住友銀行							その他	小計
	個人部門	法人部門	企業金融部門	国際部門	市場営業部門	本社管理			
業務粗利益	838,587	190,191	220,720	98,963	88,826	251,717	△11,829	117,008	955,595
金利収益	488,242	169,983	138,114	65,413	53,674	73,896	△12,837	73,036	561,278
非金利収益	350,344	20,208	82,606	33,550	35,152	177,821	1,007	43,972	394,316
経費	△345,330	△143,393	△109,540	△17,660	△29,060	△8,936	△36,741	△67,799	△413,129
うち減価償却費	△34,107	△12,726	△10,645	△2,489	△2,896	△1,571	△3,780	△4,926	△39,033
その他損益	—	—	—	—	—	—	—	△19,238	△19,238
連結業務純益	493,256	46,798	111,180	81,303	59,766	242,781	△48,571	29,970	523,227

	証券業				リース業		
	SMBCフレンド証券	日興コーディアル証券	その他	小計	三井住友ファイナンス&リース	その他	小計
業務粗利益	26,282	104,661	611	131,555	49,719	587	50,306
金利収益	380	△1,433	434	△618	31,291	△2,252	29,038
非金利収益	25,902	106,095	176	132,174	18,428	2,840	21,268
経費	△21,487	△81,567	△776	△103,831	△14,157	△4,458	△18,615
うち減価償却費	△1,041	△1,028	△729	△2,799	△1,547	△300	△1,848
その他損益	—	△45	△2,664	△2,709	△7,980	7,686	△293
連結業務純益	4,795	23,048	△2,828	25,015	27,582	3,815	31,397

	クレジットカード業				その他事業等	合計
	三井住友カード	セディナ	その他	小計		
業務粗利益	90,151	45,630	3,459	139,241	6,122	1,282,822
金利収益	12,106	13,201	1,411	26,719	5,932	622,350
非金利収益	78,045	32,428	2,047	112,521	189	660,471
経費	△64,255	△33,425	△143	△97,824	5,761	△627,639
うち減価償却費	△3,679	△2,434	△1,549	△7,663	△6,083	△57,427
その他損益	△11,636	△7,356	119	△18,873	△13,426	△54,542
連結業務純益	14,259	4,847	3,435	22,542	△1,542	600,640

(注) 1 損失または減益の場合には、金額頭部に△を付しております。

2 連結業務純益＝三井住友銀行業務純益＋他の連結会社の経常利益(臨時要因調整後)＋持分法適用会社経常利益×持分割合－内部取引(配当等)

3 その他損益＝三井住友銀行を除く連結子会社の営業外損益等＋持分法適用会社経常利益×持分割合等

4 SMBCフレンド証券、日興コーディアル証券、三井住友ファイナンス&リース、三井住友カード及びセディナの連結業務純益の欄には、各社の営業利益を示しており、各社の営業外損益は、各社が属するセグメントのその他に含めております。なお、第1四半期連結会計期間に連結子会社となったセディナについては、第1四半期会計期間の営業利益に持分割合を乗じた金額に第2四半期会計期間の営業利益を加えた金額を連結業務純益の欄に示しております。

5 その他事業等には、各セグメント間の内部取引として消去すべきものを含めております。

4 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
連結業務純益	600,640
三井住友銀行の不良債権処理額	△43,889
三井住友銀行の株式等損益	△18,296
三井住友銀行の退職給付会計未認識債務償却	△18,999
報告セグメント対象外の連結子会社経常利益	39,670
報告セグメント対象外ののれん償却額	△9,336
持分法適用会社損益調整	△4,588
その他	△4,590
中間連結損益計算書の経常利益	540,609

(注) 1 損失または減益の場合には、金額頭部に△を付しております。

2 不良債権処理額＝貸倒引当金繰入額(除く一般貸倒引当金換算差)＋貸出金償却＋貸出債権売却損等

3 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

4 持分法適用会社損益調整＝持分法適用会社中間純利益×持分割合－持分法適用会社経常利益×持分割合

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務のほか、証券業務、リース業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っており、そのうち、主要業務である「銀行業」、「証券業」、「リース業」及び「クレジットカード業」を独立した報告セグメントとしております。また、その他の業務については集約して「その他事業」としております。

なお「銀行業」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、金融先物取引等の受託等業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務、証券仲介業務等が含まれますが、当社の主要な連結子会社である三井住友銀行においては、顧客マーケットに対応した「個人部門」、「法人部門」、「企業金融部門」及び「国際部門」とトレジャリー業務を行う「市場営業部門」の5部門に分類した収益管理を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。持分法適用会社の損益につきましては、経常利益に持分比率を乗じた金額を「その他損益」に含めて計上しております。

なお、資産につきましては、事業セグメント別の管理を行っておりません。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業								
	三井住友銀行							その他	小計
	個人部門	法人部門	企業金融部門	国際部門	市場営業部門	本社管理			
業務粗利益	819,515	192,296	208,757	102,610	93,536	227,333	△5,016	108,865	928,381
金利収益	486,565	162,454	130,154	68,951	51,532	75,999	△2,524	74,286	560,852
非金利収益	332,950	29,842	78,603	33,659	42,004	151,334	△2,491	34,578	367,528
経費	△354,609	△142,953	△110,783	△18,927	△31,040	△9,477	△41,429	△69,416	△424,025
うち減価償却費	△36,515	△13,252	△11,289	△2,720	△3,342	△1,609	△4,303	△5,148	△41,663
その他損益	—	—	—	—	—	—	—	△11,615	△11,615
連結業務純益	464,906	49,343	97,974	83,683	62,496	217,856	△46,445	27,834	492,740

	証券業				リース業		
	SMBCフレンド証券	SMBC日興証券	その他	小計	三井住友ファイナンス&リース	その他	小計
業務粗利益	22,179	109,455	5,448	137,083	45,745	3,001	48,746
金利収益	277	△1,427	916	△233	27,847	127	27,974
非金利収益	21,902	110,882	4,531	137,316	17,898	2,873	20,771
経費	△19,084	△88,141	△2,568	△109,793	△13,744	△5,789	△19,533
うち減価償却費	△912	△1,518	△408	△2,839	△1,510	△398	△1,908
その他損益	△11	△1,261	△790	△2,063	742	7,914	8,656
連結業務純益	3,084	20,052	2,089	25,226	32,742	5,126	37,869

	クレジットカード業				その他事業等	合計
	三井住友カード	セディナ	その他	小計		
業務粗利益	89,096	81,989	3,882	174,968	46,079	1,335,258
金利収益	9,770	19,633	1,003	30,407	46,837	665,838
非金利収益	79,325	62,355	2,879	144,560	△758	669,420
経費	△62,032	△62,017	△2,673	△126,723	8,733	△671,342
うち減価償却費	△4,376	△5,055	△785	△10,216	△6,427	△63,056
その他損益	△6,820	△14,097	472	△20,445	△77,052	△102,519
連結業務純益	20,243	5,874	1,681	27,799	△22,240	561,395

- (注) 1 損失または減益の場合には、金額頭部に△を付しております。
- 2 連結業務純益＝三井住友銀行業務純益＋他の連結会社の経常利益(臨時要因調整後)＋持分法適用会社経常利益×持分割合－内部取引(配当等)
- 3 その他損益＝三井住友銀行を除く連結子会社の営業外損益等＋持分法適用会社経常利益×持分割合等
- 4 SMBCフレンド証券、SMBC日興証券、三井住友ファイナンス&リース、三井住友カード及びセディナの連結業務純益の欄には、各社の営業利益を示しており、各社の営業外損益は、各社が属するセグメントのその他に含めております。
- 5 その他事業等には、各セグメント間の内部取引として消去すべきものを含めております。

4 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
連結業務純益	561,395
三井住友銀行の与信関係費用	△2,917
三井住友銀行の株式等損益	△46,105
三井住友銀行の退職給付会計未認識債務償却	△15,816
報告セグメント対象外の連結子会社経常利益	41,927
報告セグメント対象外ののれん償却額	△7,121
持分法適用会社損益調整	△3,416
その他	18,547
中間連結損益計算書の経常利益	546,493

(注) 1 損失または減益の場合には、金額頭部に△を付しております。

2 与信関係費用＝貸出金償却＋貸出債権売却損等－貸倒引当金戻入益－償却債権取立益

3 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

4 持分法適用会社損益調整＝持分法適用会社中間純利益×持分割合－持分法適用会社経常利益×持分割合

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業	合計
外部顧客に対する経常収益	1,286,147	137,583	152,487	298,213	106,075	1,980,507

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
1,762,372	84,387	50,401	83,346	1,980,507

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
1,050,746	10,438	24,130	3,075	1,088,390

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業	合計
外部顧客に対する経常収益	1,217,763	152,065	152,500	428,153	94,376	2,044,860

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
1,786,914	87,936	60,886	109,122	2,044,860

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
1,073,925	12,808	59,780	6,831	1,153,346

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業	合計
減損損失	1,299	—	—	—	115	1,414

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業	合計
減損損失	1,558	—	—	—	1	1,560

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業	合計
当中間期償却額	277	7,067	2,662	149	2,525	12,682
当中間期末残高	10,733	251,509	91,135	9,666	—	363,045

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業	合計
当中間期償却額	276	7,054	2,653	459	—	10,443
当中間期末残高	10,180	237,401	85,827	18,024	—	351,434

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

記載すべき重要なものではありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

【報告セグメントごとの与信関係費用に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業等	合計
与信関係費用	71,826	78	3,188	20,048	10,645	105,787

- (注) 1 与信関係費用＝貸倒引当金繰入額＋貸出金償却＋貸出債権売却損等－償却債権取立益
 2 その他事業等には、各セグメント間の内部取引として消去すべきものを含めております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	証券業	リース業	クレジット カード業	その他事業等	合計
与信関係費用	8,624	1,769	△3,626	20,736	485	27,989

- (注) 1 与信関係費用＝貸出金償却＋貸出債権売却損等－貸倒引当金戻入益－償却債権取立益
 2 その他事業等には、各セグメント間の内部取引として消去すべきものを含めております。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(取得による企業結合)

株式会社セディナの第三者割当増資の引受け及び連結子会社化

当社の連結子会社である株式会社SMFGカード&クレジット(以下、「FGCC」)は、当社の持分法適用関連会社でありました株式会社セディナ(以下、「セディナ」)が平成22年5月31日に行った第三者割当増資を全額引き受けいたしました。これにより、当社はセディナを連結子会社といたしました。取得による企業結合の概要は、次のとおりであります。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

セディナ(事業の内容:クレジットカード業)

(2) 企業結合を行った主な理由

セディナの企業価値向上のための新規事業・システムへの投資やコスト構造変革を始めとする経営構造変革の一段のスピードアップと確実な実行を図るとともに、三井住友カード株式会社と共に当社グループのクレジットカード事業における中核会社としてのセディナの位置付けをより一層明確化し、併せて財務基盤の強化を行うため、FGCCがセディナの普通株式を第三者割当の方法により引き受け、同社を連結子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

平成22年5月31日

(4) 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる連結子会社化

(5) 結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	48%
企業結合日に追加取得した議決権比率	21%
取得後の議決権比率	69%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がセディナの議決権の過半数を取得し、連結子会社化したことによる。

2 中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年4月1日から平成22年9月30日まで

ただし、平成22年6月30日をみなし取得日としているため、中間連結損益計算書上、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの被取得企業に係る損益は、持分法投資損益として計上しております。

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

企業結合直前に所有していたセディナの普通株式の時価	35,901百万円
企業結合日に追加取得したセディナの普通株式の時価	49,999百万円
取得に直接要した費用	203百万円
被取得企業の取得原価	86,104百万円

4 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額	
被取得企業の取得原価	86,104百万円
取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額	74,437百万円
差額(段階取得に係る差益)	11,667百万円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

9,671百万円

(2) 発生原因

取得原価とセディナに係る当社持分相当額との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	2,631,525百万円
うち貸出金	438,497百万円
うちその他資産	803,639百万円
うち支払承諾見返	1,124,290百万円

(2) 負債の額

負債合計	2,520,313百万円
うち借入金	989,790百万円
うち支払承諾	1,124,290百万円

7 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

(1) 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益及び損益情報と取得企業の中間連結損益計算書における経常収益及び損益情報との差額

経常収益	213,686百万円
経常利益	△5,584百万円
中間純利益	△2,257百万円

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(2) 概算額の算定方法及び重要な前提条件

セディナ及びその連結子会社の平成22年4月1日から平成22年6月30日までの経営成績に、当該期間に係るのれん償却額等を加味して算出しております。なお、実際に企業結合が連結会計年度開始の日に完了した場合の経営成績を示すものではありません。

また、上記情報につきましては、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

株式会社セディナの完全子会社化

当社の完全子会社である株式会社SMFGカード&クレジット(以下、「FGCC」)は、当社の連結子会社である株式会社セディナ(以下、「セディナ」)を、平成23年5月1日を効力発生日とする株式交換(以下、「本株式交換」)により完全子会社といたしました。共通支配下の取引等の概要は、次のとおりであります。

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 FGCC(事業の内容:経営管理業)

被結合企業 セディナ(事業の内容:クレジットカード業)

(2) 企業結合日

平成23年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式交換

(4) 結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(5) その他取引の概要に関する事項

「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体の実現」に向けて各種取組みを進めるにあたり、より迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備する必要があると判断し、セディナを本株式交換によりFGCCの完全子会社といたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)第45項及び第46項に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用しております。

3 追加取得した子会社株式の取得原価及びその内訳

追加取得したセディナの普通株式の時価	37,535百万円
取得に直接要した費用	80百万円
追加取得した子会社株式の取得原価	37,616百万円

4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類及び交換比率

普通株式 当社 1株:セディナ 0.06株

(注) セディナ普通株式1株に対して、当社の普通株式0.06株を割当交付

(2) 交付比率の算定方法

本株式交換における株式交換比率の決定については、その公正性・妥当性を担保するため、FGCCは日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)を、セディナは野村證券株式会社を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。FGCC及びセディナは、上記第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、当社及びセディナの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記(1)の株式交換比率は、当社及びセディナの株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、合意、決定いたしました。

(3) 交付株式数

当社の普通株式 14,702千株

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

9,087百万円

(2) 発生原因

取得原価とセディナに係る当社持分増加額との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)
1株当たり純資産額	円	3,533.47	3,554.38
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	7,132,073	6,960,381
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	2,250,681	1,995,662
(うち優先株式)	百万円	210,003	—
(うち優先配当額)	百万円	3,097	—
(うち新株予約権)	百万円	262	441
(うち少数株主持分)	百万円	2,037,318	1,995,220
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	4,881,392	4,964,719
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	1,381,473	1,396,787

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	296.64	225.04
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	417,493	313,758
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,097	—
(うち優先配当額)	百万円	3,097	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	414,395	313,758
普通株式の期中平均株式数	千株	1,396,978	1,394,237
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	296.63	225.02
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	△6	—
(うち連結子会社及び 持分法適用関連会社の 潜在株式による調整額)	百万円	△6	—
普通株式増加数	千株	12	132
(うち新株予約権)	千株	12	132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要		新株予約権1種類 (平成14年6月27日株主総会決 議により発行した新株予約権の 数1,081個)	新株予約権1種類 (平成14年6月27日株主総会決 議により発行した新株予約権の 数1,081個)

(会計方針の変更)

平成23年4月1日以後開始する連結会計年度から、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号)が適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準等を適用しております。なお、この変更による潜在株式調整後1株当たり中間純利益の金額に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

重要な後発事象について記載すべきものではありません。

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当中間会計期間 (平成23年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,154	40,151
その他	42,243	7,387
流動資産合計	96,397	47,538
固定資産		
有形固定資産	※1 0	※1 0
無形固定資産	8	16
投資その他の資産	6,141,248	5,931,245
関係会社株式	6,141,248	5,931,245
固定資産合計	6,141,258	5,931,262
資産合計	6,237,655	5,978,801
負債の部		
流動負債		
短期借入金	997,030	997,030
未払法人税等	25	12
賞与引当金	107	126
役員賞与引当金	91	—
その他	4,587	4,518
流動負債合計	1,001,841	1,001,688
固定負債		
社債	※2 392,900	※2 392,900
固定負債合計	392,900	392,900
負債合計	1,394,741	1,394,588
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,337,895	2,337,895
資本剰余金		
資本準備金	1,559,374	1,559,374
その他資本剰余金	273,652	63,601
資本剰余金合計	1,833,027	1,622,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	30,420	30,420
繰越利益剰余金	684,883	636,026
利益剰余金合計	715,303	666,446
自己株式	△43,482	△43,451
株主資本合計	4,842,743	4,583,865
新株予約権	170	347
純資産合計	4,842,914	4,584,213
負債純資産合計	6,237,655	5,978,801

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
営業収益		
関係会社受取配当金	78,394	32,824
関係会社受入手数料	7,206	7,377
営業収益合計	85,600	40,202
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 3,008	※1 4,233
社債利息	8,234	8,234
営業費用合計	11,242	12,467
営業利益	74,357	27,734
営業外収益	※2 68	※2 76
営業外費用	※3 3,325	※3 3,054
経常利益	71,101	24,756
税引前中間純利益	71,101	24,756
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等合計	1	1
中間純利益	71,099	24,754

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,337,895	2,337,895
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,337,895	2,337,895
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,559,374	1,559,374
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,559,374	1,559,374
その他資本剰余金		
当期首残高	273,699	273,652
当中間期変動額		
自己株式の処分	△31	△48
自己株式の消却	—	△210,003
当中間期変動額合計	△31	△210,051
当中間期末残高	273,667	63,601
資本剰余金合計		
当期首残高	1,833,073	1,833,027
当中間期変動額		
自己株式の処分	△31	△48
自己株式の消却	—	△210,003
当中間期変動額合計	△31	△210,051
当中間期末残高	1,833,041	1,622,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	30,420	30,420
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	30,420	30,420
繰越利益剰余金		
当期首残高	647,622	684,883
当中間期変動額		
剰余金の配当	△80,665	△73,612
中間純利益	71,099	24,754
当中間期変動額合計	△9,565	△48,857
当中間期末残高	638,056	636,026

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	678,042	715,303
当中間期変動額		
剰余金の配当	△80,665	△73,612
中間純利益	71,099	24,754
当中間期変動額合計	△9,565	△48,857
当中間期末残高	668,476	666,446
自己株式		
当期首残高	△43,437	△43,482
当中間期変動額		
自己株式の取得	△40	△210,032
自己株式の処分	40	60
自己株式の消却	—	210,003
当中間期変動額合計	0	30
当中間期末残高	△43,436	△43,451
株主資本合計		
当期首残高	4,805,574	4,842,743
当中間期変動額		
剰余金の配当	△80,665	△73,612
中間純利益	71,099	24,754
自己株式の取得	△40	△210,032
自己株式の処分	9	12
自己株式の消却	—	—
当中間期変動額合計	△9,596	△258,877
当中間期末残高	4,795,977	4,583,865
新株予約権		
当期首残高	—	170
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	56	177
当中間期変動額合計	56	177
当中間期末残高	56	347
純資産合計		
当期首残高	4,805,574	4,842,914
当中間期変動額		
剰余金の配当	△80,665	△73,612
中間純利益	71,099	24,754
自己株式の取得	△40	△210,032
自己株式の処分	9	12
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	56	177
当中間期変動額合計	△9,539	△258,700
当中間期末残高	4,796,034	4,584,213

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当中間会計期間 (平成23年9月30日現在)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 11百万円</p> <p>※2 劣後特約付社債 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>3 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して38,898百万円の保証を行っております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 11百万円</p> <p>※2 劣後特約付社債 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>3 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して56,535百万円の保証を行っております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>※1 減価償却実施額</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 0百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">無形固定資産 1百万円</p> <p>※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 44百万円</p> <p>※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 3,310百万円</p>	<p>※1 減価償却実施額</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 0百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">無形固定資産 2百万円</p> <p>※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 51百万円</p> <p>※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 3,050百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	3,730,100	14,376	3,522	3,740,954	(注)1,2
合 計	3,730,100	14,376	3,522	3,740,954	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加14,376株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少3,522株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	3,762,514	12,352	5,231	3,769,635	(注)1,2
第1回第六種優先株式	—	70,001	70,001	—	(注)3
合 計	3,762,514	82,353	75,232	3,769,635	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加12,352株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少5,231株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

3 第1回第六種優先株式の自己株式の増加70,001株は、平成23年4月1日に、当社定款第18条の規定に基づき実施した自己株式の取得によるものであります。

また、第1回第六種優先株式の自己株式の減少70,001株は、平成23年4月1日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

(リース取引関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

記載対象の取引はありません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

記載対象の取引はありません。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはなく、全て時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはなく、全て時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、次の通りであります。

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	48.22	17.55
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	71,099	24,754
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,097	—
(うち優先配当額)	百万円	3,097	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	68,001	24,754
普通株式の期中平均株式数	千株	1,410,318	1,410,289
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	48.22	17.55
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	12	132
(うち新株予約権)	千株	12	132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類 (平成14年6月27日株主総会決議により発行した新株予約権の数1,081個)	新株予約権1種類 (平成14年6月27日株主総会決議により発行した新株予約権の数1,081個)

(会計方針の変更)

平成23年4月1日以後開始する事業年度から、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号)が適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準等を適用しております。

(重要な後発事象)

重要な後発事象について記載すべきものではありません。

4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当)

平成23年11月14日開催の取締役会において、第10期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	70,514百万円
1株当たりの中間配当金	50円
効力発生日及び支払開始日	平成23年12月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月28日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月28日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮 田 孝 一

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長宮田孝一は、当社の第10期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が、すべての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。